

第3期

清川村子ども・子育て支援事業計画



令和7年 3月

清川村

はじめに

村の宝である子どもたちの健やかな成長のため、平成 27 年度に「清川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画年度とした「第 2 期清川村子ども・子育て支援事業計画」を実施してまいりましたが、第 2 期計画の 5 年間は、新型コロナウイルス感染症により、働き方や暮らし方、人との関わり方が大きく変わったことで、出産や子育てへの不安や、保育に対するニーズも多様化、複雑化してまいりました。



本村では、令和 6 年度を初年度とする「第 4 次清川村総合計画」において、人口減少や少子高齢化が進む中、村の将来像として「水と緑あふれる心のふるさと」を掲げ、村の将来を担う「清川っ子」が健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくりのため、安心して子どもを育てられる環境、子どもが育つ環境を整備するための施策を展開しております。

このたび、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画年度とする「第 3 期清川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第 2 期計画の取り組みをさらに充実、発展させ、社会情勢の急激な変化の中、妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、行政はもとより、家庭、学校、地域社会等、すべての住民がそれぞれの立場で取り組んでいただきながら、地域ぐるみで本村の子育て施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、子ども・子育て会議の委員の皆様やアンケート調査にご協力いただきました村民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

清川村長 岩澤 吉美

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 子ども・子育て支援を推進する計画策定の視点	4
第2章 本村の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計データからみる本村の現状	5
2 アンケート調査からみる本村の現状	11
3 第2期計画の取り組み状況	20
4 計画策定に向けた課題のまとめ	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	29
3 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 乳幼児期の教育・保育の充実	31
基本目標2 地域における子育て支援の充実	33
基本目標3 切れ目のない母子等の健康づくりへの支援	40
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	47
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	50
基本目標6 子どもの安全の確保	53
基本目標7 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進	56
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	60
1 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口	60
2 教育・保育の提供区域の設定	61
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	62
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64
第6章 計画の推進に向けて	75
1 計画の周知	75
2 計画の推進体制	75
3 計画の進行管理	75

資料編	76
1 清川村子ども・子育て会議条例	76
2 子ども・子育て会議委員名簿	78
3 策定の経緯	79

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では近年、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数では72万7,277人と統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。また、急速な少子化により、労働力人口の減少をはじめ、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。

国においては、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法[※]」に基づき、幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、令和元年からは「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。

さらに、令和5年より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常に子どもの目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

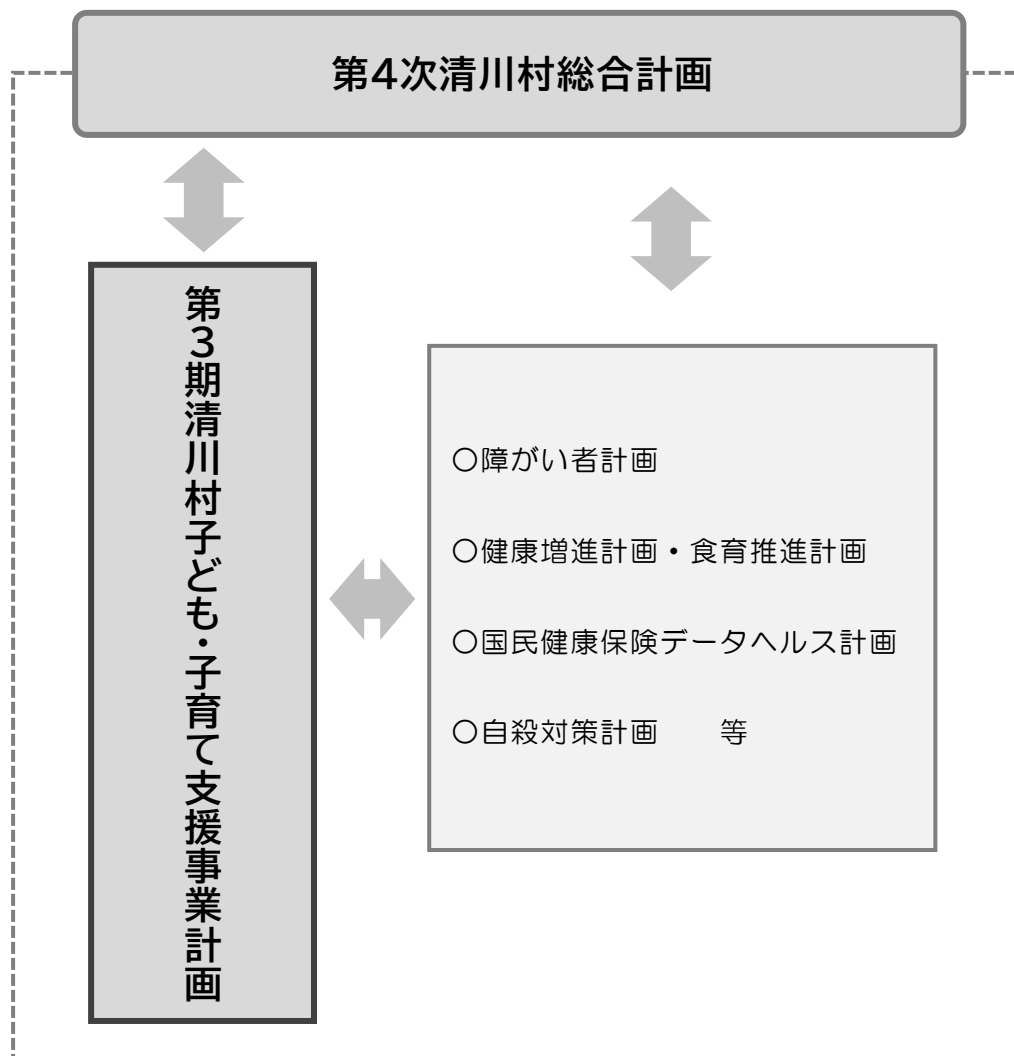
このような状況の中、本村においても、平成27年に「清川村子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を、令和2年に「第2期清川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、本村の子ども・子育てを取り巻く現状や計画の進捗状況等を確認・検証し、子ども・子育て支援に向けた総合的な取り組みをさらに推進するため、「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定しました。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本村における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法の令和 6 年の改正により、法律の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日まで延長されたことを受け、次世代育成支援行動計画を包含し、一体的に策定しています。

本計画においては、村の最上位計画である「第 4 次清川村総合計画」とともに、子ども・子育てに関する関連計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国や県、本村の計画の動向及び社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期 →						
見直し・ 計画策定 →	第3期 →					
					見直し・ 計画策定 →	第4期 →

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握するとともに、子育て世帯のご要望・意見等を把握することを目的にしたニーズ調査（子ども・子育てに関するニーズ調査）を実施しました。

(2) 策定委員会の開催

本計画の策定に向け、子どもの保護者や学識経験者、子育て関連団体・機関等で構成される「清川村子ども・子育て会議」において、計画内容についての審議を行い、その意見を反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く住民から意見を募り、その結果を反映させるパブリックコメントを令和7年1月10日から1月23日まで実施しました。

5 子ども・子育て支援を推進する計画策定の視点

平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDG s（^{エスディージーズ}Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本計画においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標を挙げ、本計画が取り組むゴールとします。

▼本計画に関連するSDG sのゴール

1 貧困をなくそう 	目標1：貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに 	目標2：飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3：すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに 	目標4：質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5：ジェンダー平等を実現しよう
16 平和と公正をすべての人に 	目標16：平和と公正をすべての人に
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

第2章

本村の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみる本村の現状

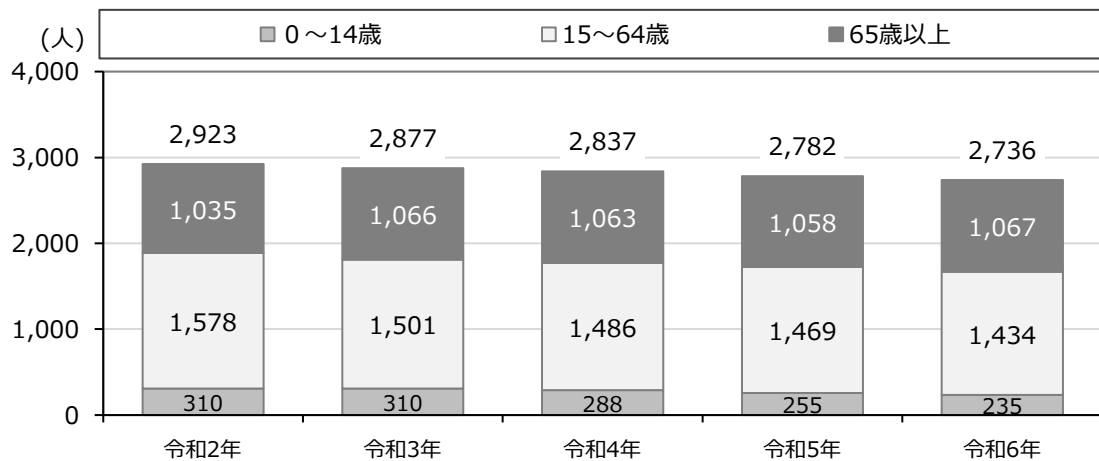
(1) 総人口と年齢区分別人口の推移

本村の総人口の推移をみると減少しており、令和6年では 2,736 人となっています。

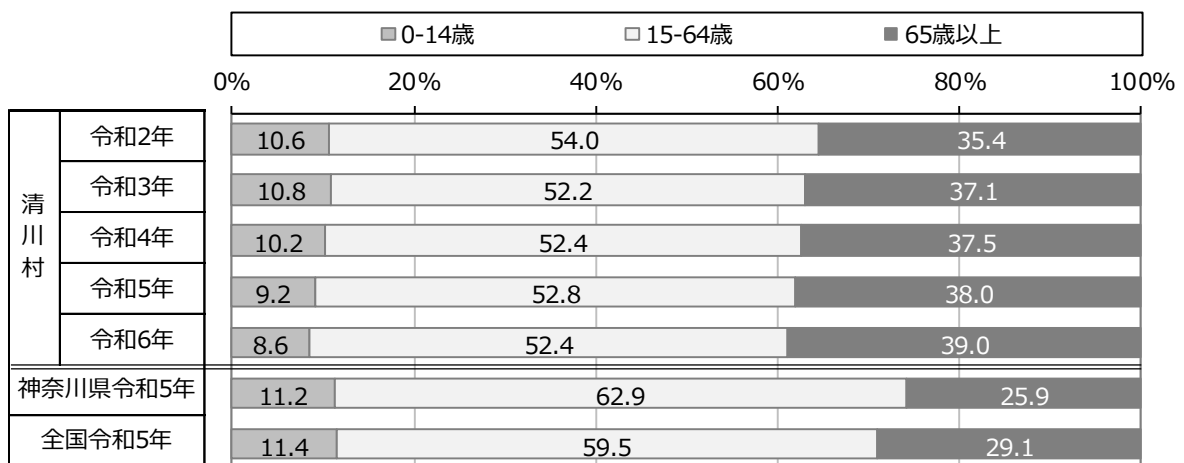
年齢区分別人口の推移をみると、15～64 歳（生産年齢人口）が減少し、65 歳以上（高齢者人口）が増減を繰り返す中、0～14 歳（年少人口）は令和4年以降減少しています。

また、年齢区分別人口の割合の推移をみると、65 歳以上の高齢化率が上昇する一方、0～14 歳人口（年少人口）の構成比は令和4年以降減少しており、令和5年時点の国と県の構成比と比較すると、国と県の水準より低くなっています。

■総人口と年齢区分別人口の推移



■年齢区分別人口の割合の推移



資料：清川村 住民基本台帳（各年3月末）

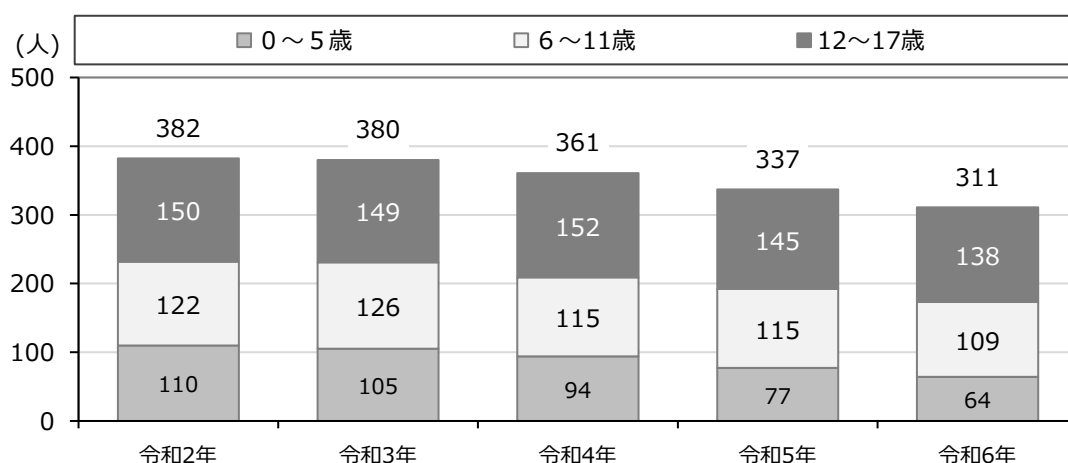
国と県 総務省統計局人口推計（令和5年 10 月1日／令和6年4月公表）

(2)18 歳未満人口と年齢区分別人口の推移

18 歳未満の総人口の推移をみると減少しており、令和6年では 311 人となっています。

また、年齢区分別人口の推移をみると、いずれも令和5年から令和6年にかけて減少しており、令和6年では 0～5 歳が 64 人、6～11 歳が 109 人、12～17 歳が 138 人となっています。

■18 歳未満人口と年齢区分別人口の推移

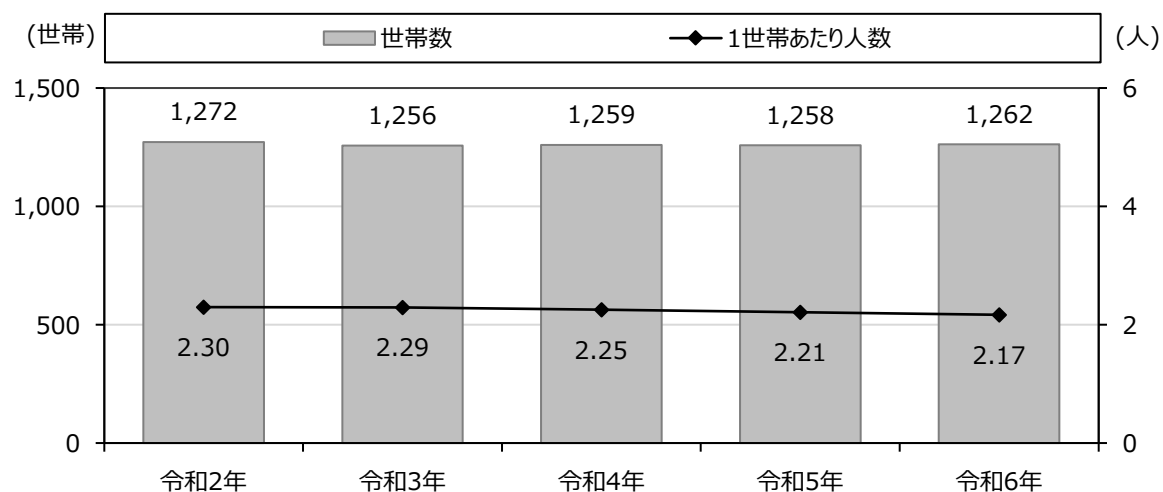


資料:清川村 住民基本台帳(各年3月末)

(3)世帯数と1世帯あたり人数の推移

世帯数の推移をみると、増減を繰り返す中、令和6年では 1,262 世帯となっています。また、1 世帯あたり人数の推移をみると緩やかに減少しており、令和6年では 2.17 人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人数の推移



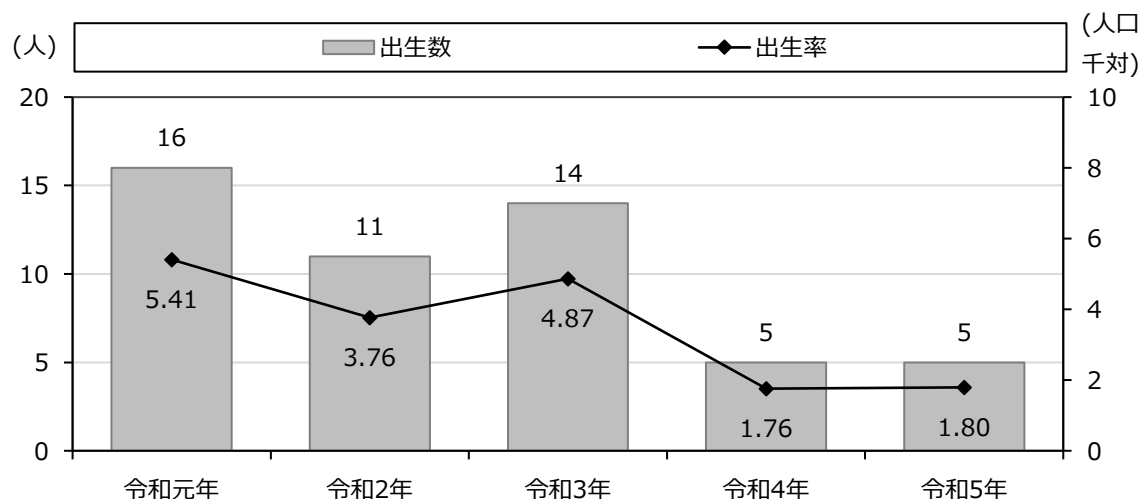
資料:清川村 住民基本台帳(各年3月末)

(4)出生数と出生率の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返す中、令和4年以降5人となっています。

また、人口千人当たりの出生数の割合を示す出生率をみると、増減を繰り返す中、令和5年では1.80となっています。

■出生数と出生率の推移



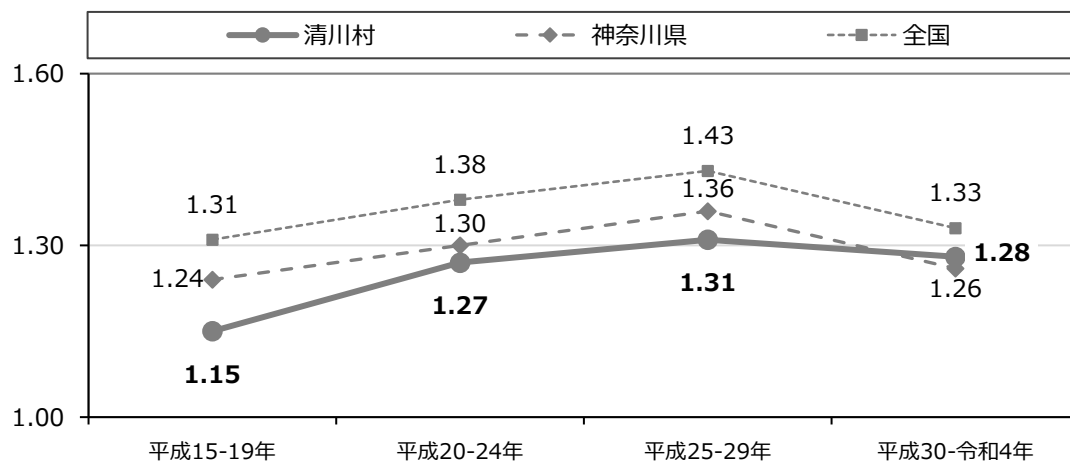
資料:清川村 住民基本台帳(各年3月末)

(5)合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢(15~49歳)に産む子どもの数を示す合計特殊出生率の本村の推移をみると、平成25-29年をピークに減少しており、平成30-令和4年では1.28となっています。

また、国と県の合計特殊出生率と比較すると、平成30-令和4年では県の水準より高く、国の水準より低くなっています。

■合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(6)教育・保育施設の状況

① 保育所の利用状況

保育所の定員数と入園児数の推移をみると、入園児数の合計が減少しており、令和6年度では34人（令和2年度比7人減）となっています。また、あおぞら保育園（定員30人）では定員超過が続いています。

■村内保育所の定員数と入所児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数	あおぞら保育園	人	30	30	30	30	30
	おひさま保育園	人	6	6	6	6	6
	合計	人	36	36	36	36	36
入所児童数	あおぞら保育園	人	35	34	33	31	31
	おひさま保育園	人	6	4	4	4	3
	合計	人	41	38	37	35	34

保育所の年齢別入所児童数の推移をみると、各年齢とも増減を繰り返しており、令和6年度の0～5歳合計では39人（令和2年度比8人減）となっています。

■保育所の年齢別入所児童数の推移(管外施設含む)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所 入所児童数	0歳	人	4	1	2	3	2
	1歳	人	6	6	6	6	4
	2歳	人	8	8	8	6	8
	3歳	人	9	10	7	7	8
	4歳	人	9	9	9	7	10
	5歳	人	11	9	10	10	7
	0～5歳 合計	人	47	43	42	39	39

資料：清川村資料(各年度4月1日現在)

② 幼稚園及び3歳児保育の利用状況

幼稚園及び3歳児保育の入園児童数の推移をみると、4・5歳の入園児童数が令和4年以降横ばいとなっている中、3～5歳児合計の入園児童数が減少しています。

■村内幼稚園及び3歳児保育の定員数と入園児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園定員数		人	45	45	45	45	45
入園児童数	4・5歳児	人	26	25	17	17	17
	3歳児	人	10	7	12	6	2
	3～5歳児合計	人	36	32	29	23	19

村内対象児童数からみた入園率の推移をみると、3～5歳児合計の入園率が低下している中、特に令和5年度以降では、いずれの入園率も5割以下となっています。

■村内対象児童数からみた入園率の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4・5歳児	村内対象幼児数	人	39	39	35	37	34
	入園率	%	66.7	64.1	48.6	45.9	50.0
3歳児	村内対象幼児数	人	19	18	20	14	8
	入園率	%	52.6	38.9	60.0	42.9	25.0
3～5歳児合計	村内対象幼児数	人	58	57	55	51	42
	入園率	%	62.1	56.1	52.7	45.1	45.2

資料：清川村資料（各年度4月1日現在）

③ 学校教育の状況

小学校の学級数と児童数の推移をみると、児童数の合計は令和3年度を境に横ばい又は減少しており、令和6年度では107人（令和2年度比13人減）となっています。なお、宮ヶ瀬小学校は、令和6年度から休校となっています。

■小学校の学級数と児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緑小学校	学級数	人	7	8	8	8	8
	児童数	人	110	116	109	111	107
宮ヶ瀬小学校	学級数	人	3	3	2	1	-
	児童数	人	10	10	5	2	-
合計	学級数	人	10	11	10	9	8
	児童数	人	120	126	114	113	107

■小学校の特別支援級の状況(下記の数字は、上記の数字に含まれています)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緑小学校・特別支援級	学級数	人	1	2	2	2	2
	児童数	人	1	6	6	8	7

中学校の学級数と生徒数の推移をみると、生徒数の合計は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度と令和6年度ではともに59人（令和2年度比14人減）と減少しています。

■中学校の学級数と生徒数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緑中学校	学級数	人	5	5	5	4	5
	生徒数	人	69	72	67	56	56
宮ヶ瀬中学校	学級数	人	2	1	1	1	1
	生徒数	人	4	3	7	3	3
合計	学級数	人	7	6	6	5	6
	生徒数	人	73	75	74	59	59

■中学校の特別支援級の状況(下記の数字は、上記の数字に含まれています)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緑中学校・特別支援級	学級数	人	2	2	2	1	2
	生徒数	人	5	2	2	1	5

資料:清川村資料(各年度4月1日現在)

2 アンケート調査からみる本村の現状

(1)調査の概要

① 調査目的

本調査は、「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育や子育て支援サービス等のニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労等の実態や要望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査概要

- 調査対象者：就学前児童の保護者（配付数 81 件）
- 調査期間：令和6年2月26日～3月8日
- 調査方法：教育・保育施設利用者は、施設を通じた配付・回収
教育・保育施設未利用者は、郵送による配付・回収
- 回収結果：回収件数 56 件、回収率 69.1%

③ 調査結果の見方

- グラフ及び表の「n (number of case)」は、各設問に対する集計対象者総数を表しています。
- 回答結果の割合「%」は集計対象者総数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

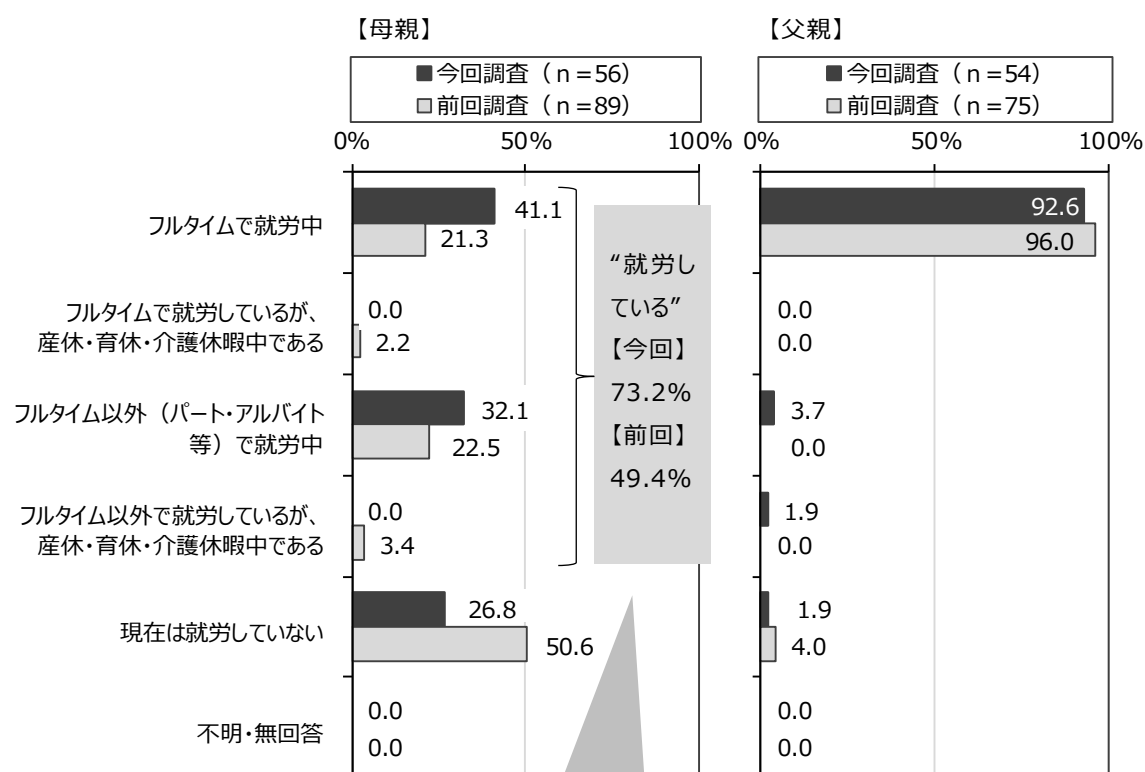
(2) アンケート調査結果

① 保護者の就労状況について

母親の就労状況をみると、産休・育休等を含む“就労している”割合が7割強を占めており、前回調査と比べると23.8ポイント多くなっています。また、「現在は就労していない」が3割弱を占めており、前回調査と比べると23.8ポイント少なくなっています。

一方父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労中」が9割強を占めており、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

【母親と父親の就労状況について(単数回答)】



② 幼児の教育・保育について

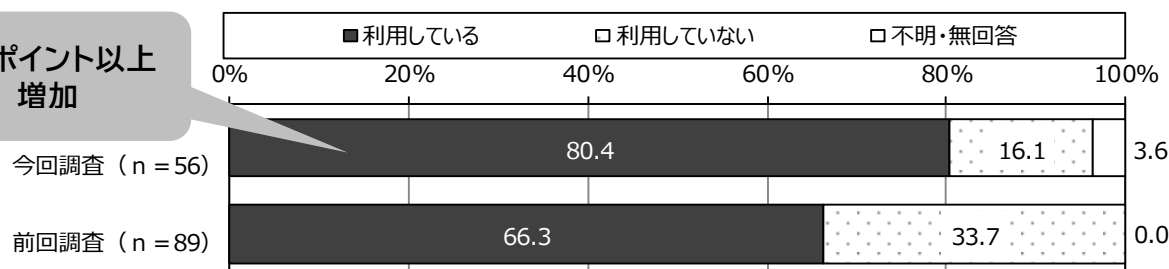
●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無をみると、「利用している」が約8割と「利用していない」の2割弱を上回っており、前回調査と比べると「利用している」が14.1ポイント多くなっています。

一方平日に定期的に利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所」が6割半ばと最も多く、次いで「幼稚園」が3割強、「幼稚園の預かり保育」が1割強となっています。前回調査と比べると、「認可保育所」が16.9ポイント多く、反対に「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」がともに5ポイント以上少なくなっています。

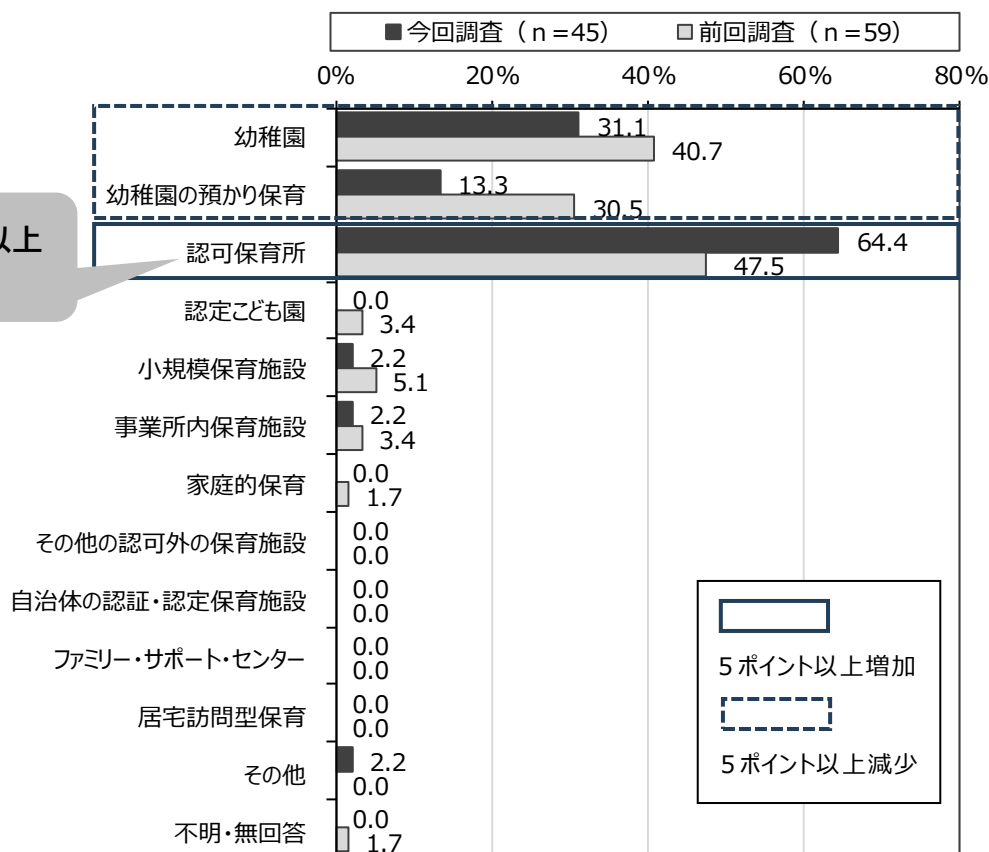
【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無(単数回答)】

10ポイント以上増加



【平日に定期的に利用している教育・保育事業(「利用している」と回答した人/複数回答)】

10ポイント以上増加



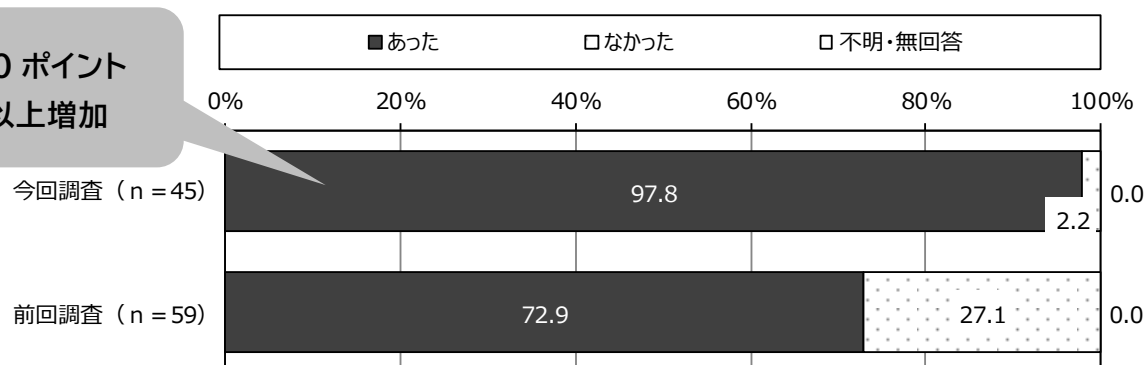
③ 病児・病後児保育について

子どもが病気やケガで認定こども園・保育所等を休んだことの有無をみると、「あった」が10割弱と「なかった」の1割弱を上回っており、前回調査と比べると「あった」が24.9ポイント多くなっています。

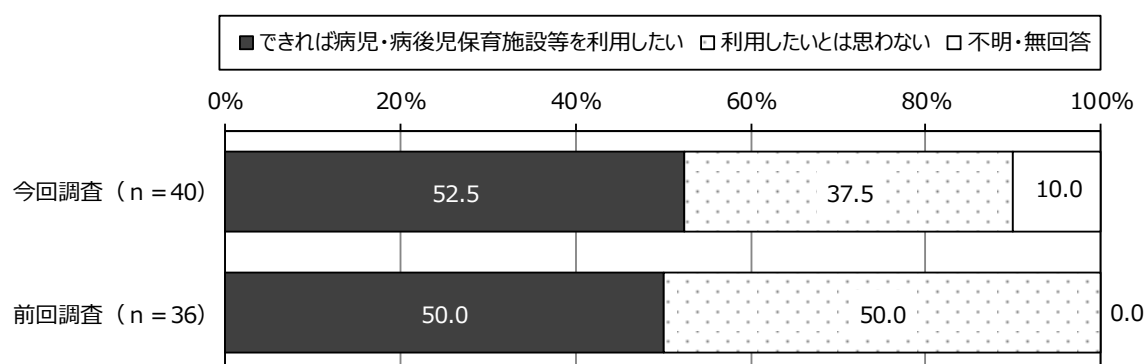
一方、病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が5割強と「利用したいとは思わない」の4割弱を上回っており、前回調査と比べると「利用したいとは思わない」が12.5ポイント少なくなっています。

【子どもが病気やケガで認定こども園・保育所等を休んだことの有無について
(定期での教育・保育施設を利用している人／単数回答)】

20ポイント
以上増加



【病児・病後児のための保育施設等の利用希望について
(「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」のいずれかの人／単数回答)】



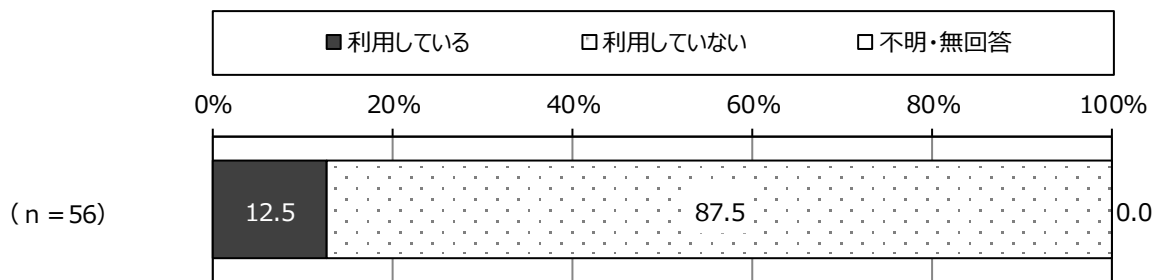
④ 地域の子育て支援事業について

●地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」が9割弱と「利用している」の1割強を上回っています。

※前回調査とは質問方法が異なることから、前回比較は行っていません。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況について(単数回答)】

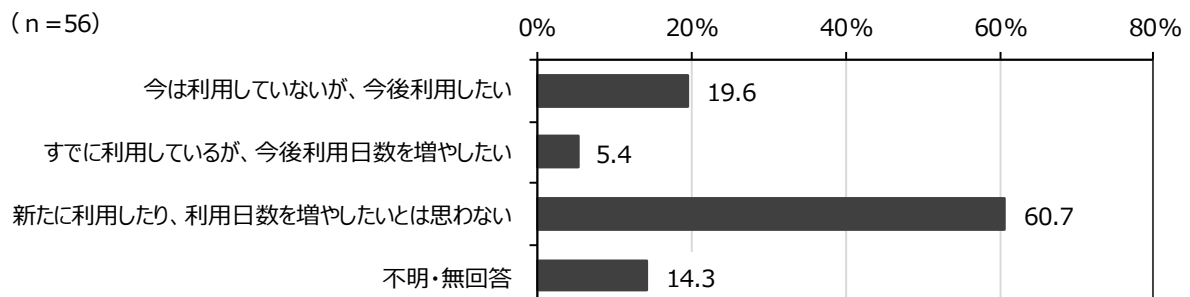


●地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望について

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約6割と最も多くなっています。次いで「今は利用していないが、今後利用したい」が約2割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が1割未満となっています。

※前回調査とは質問方法が異なることから、前回比較は行っていません。

【地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望について(単数回答)】



●子育て支援関連事業の認知・利用状況について

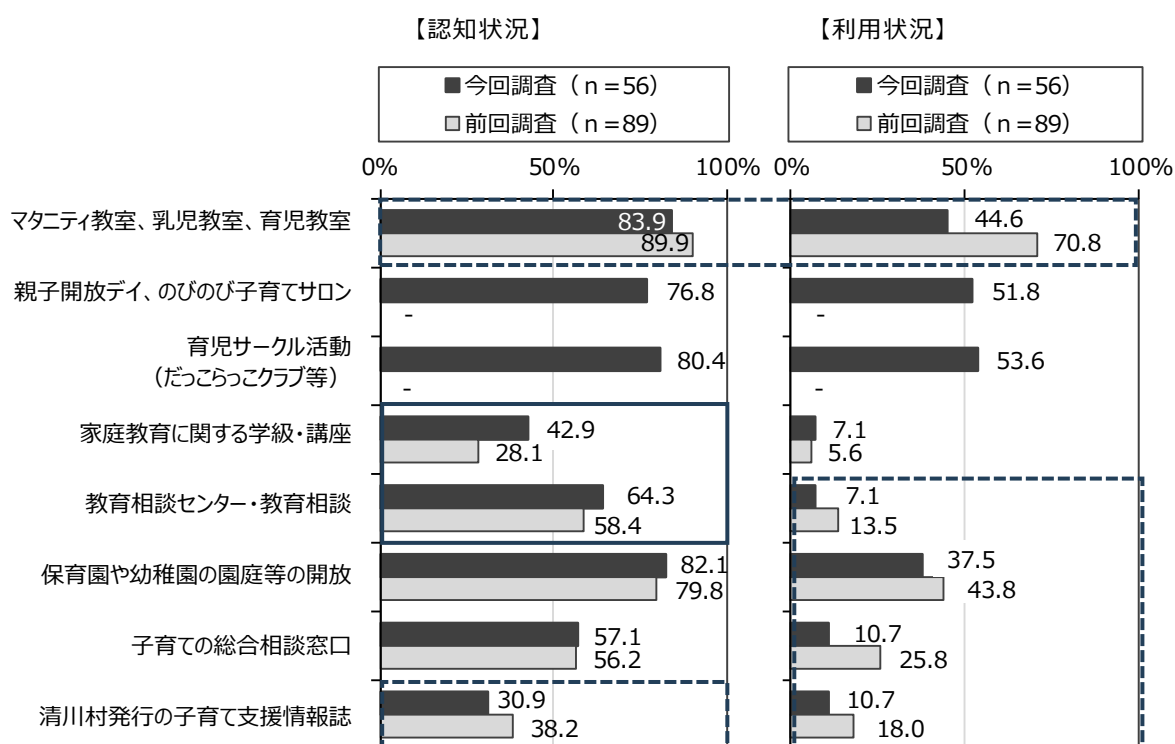
子育て支援関連事業の認知状況をみると、「マタニティ教室、乳児教室、育児教室」が8割強と最も多く、次いで「保育園や幼稚園の園庭等の開放」も8割強、「育児サークル活動（だっこらっこクラブ等）」が約8割となっています。

前回調査と比べると、「家庭教育に関する学級・講座」と「教育相談センター・教育相談」がともに5ポイント以上多く、反対に「マタニティ教室、乳児教室、育児教室」と「清川村発行の子育て支援情報誌」がともに5ポイント以上少なくなっています。

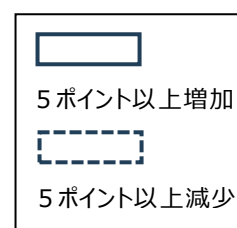
また、子育て支援関連事業の利用状況をみると、「育児サークル活動（だっこらっこクラブ等）」が5割強と最も多く、次いで「親子開放デイ、のびのび子育てサロン」も5割強、「マタニティ教室、乳児教室、育児教室」が4割半ばとなっています。

前回調査と比べると、「マタニティ教室、乳児教室、育児教室」と「教育相談センター・教育相談」「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「子育ての総合相談窓口」「清川村発行の子育て支援情報誌」がいずれも5ポイント以上少なくなっています。

【子育て支援関連事業の認知・利用状況について（「はい」と回答した人／単数回答）】



※「親子開放デイ、のびのび子育てサロン」と「育児サークル活動（だっこらっこクラブ等）」は、今回調査で新設された選択肢です。

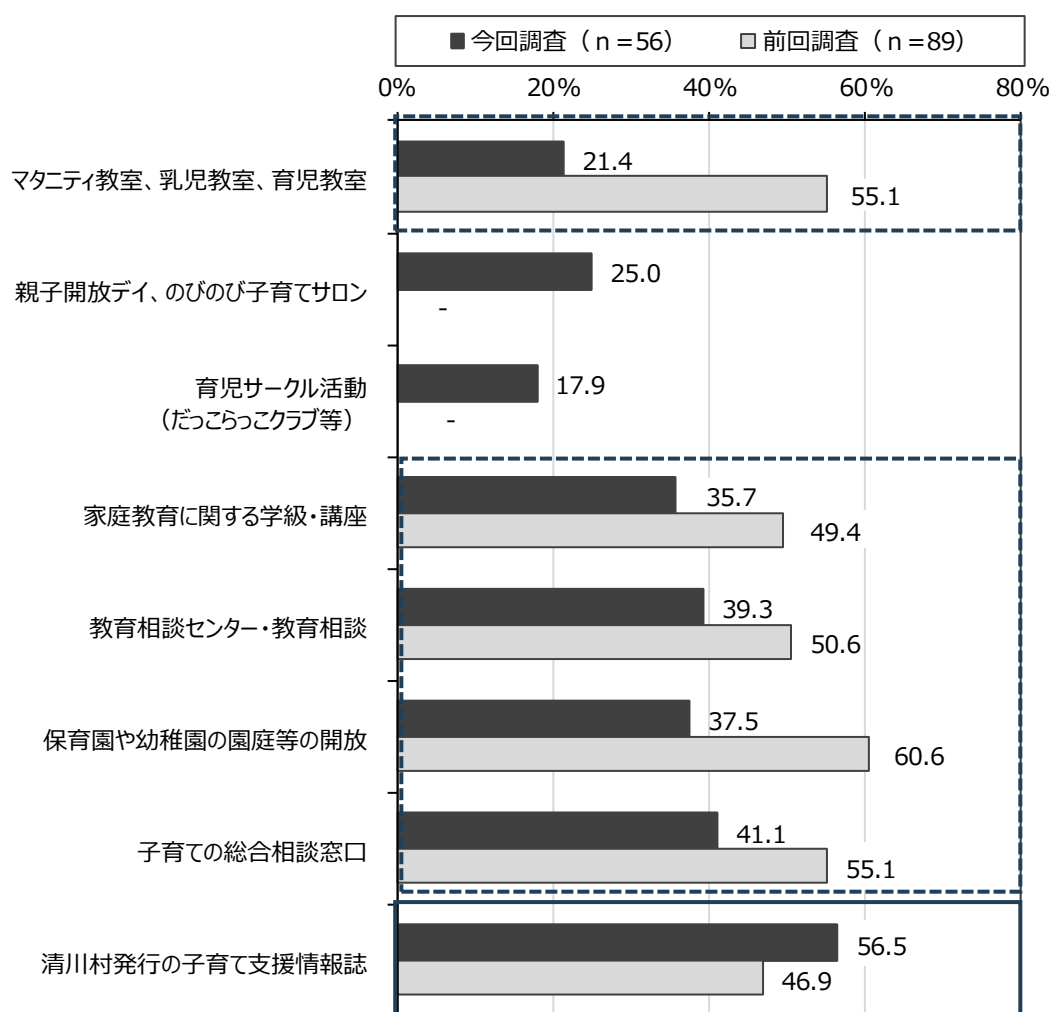


●子育て支援関連事業の今後の利用希望について

子育て支援関連事業の今後の利用希望をみると、「清川村発行の子育て支援情報誌」が6割弱と最も多く、次いで「子育ての総合相談窓口」が4割強、「教育相談センター・教育相談」が約4割となっています。

前回調査と比べると、「清川村発行の子育て支援情報誌」が 9.6 ポイント多く、反対に「マタニティ教室、乳児教室、育児教室」と「家庭教育に関する学級・講座」「教育相談センター・教育相談」「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「子育ての総合相談窓口」がいずれも 10 ポイント以上少なくなっています。

【子育て支援関連事業の今後の利用希望について(「はい」と回答した人／単数回答)】

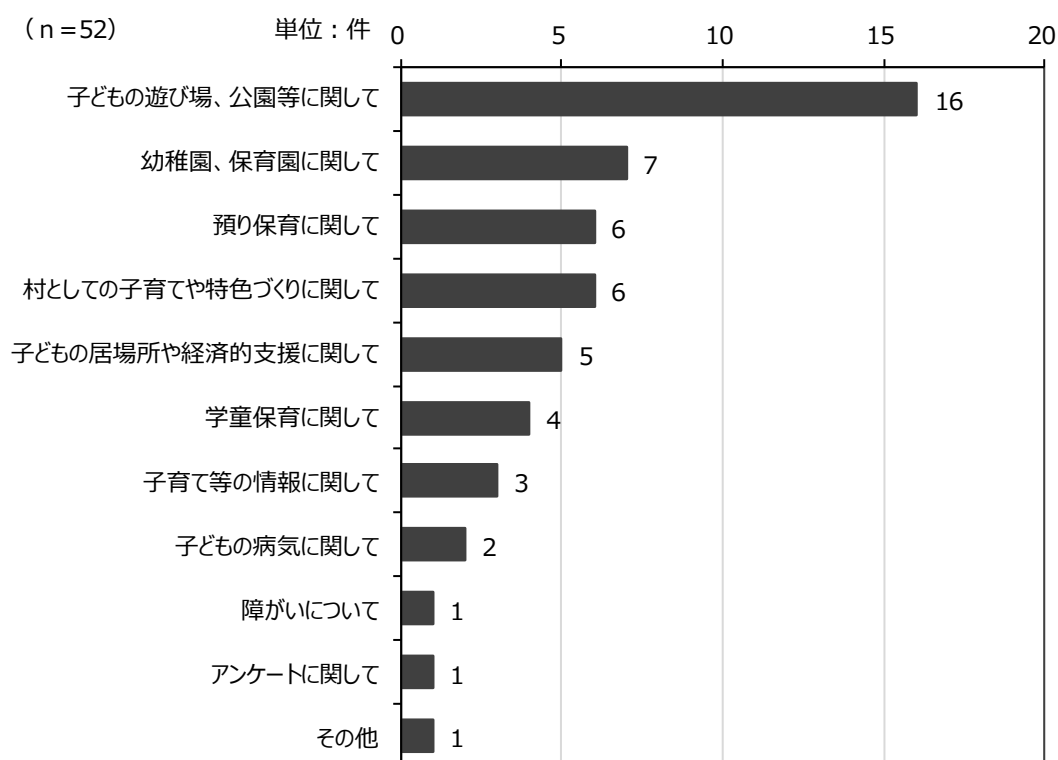


5 ポイント以上増加
5 ポイント以上減少

⑤ 教育・保育施設に関すること等の自由意見について

教育・保育施設に関すること等の自由意見をみると、「子どもの遊び場、公園等に関して」が16件と最も多く、次いで「幼稚園、保育園に関して」が7件、「預り保育に関して」と「村としての子育てや特色づくりに関して」がともに6件となっています。

【教育・保育施設に関すること等の自由意見について(自由回答)】



※自由回答の回答件数は31件で、複数の内容について触れている回答を個々の内容に分割した件数は52件でした。

【自由意見の主な内容（抜粋要約）】

子どもの遊び場、公園等に関して（16件）
明るく治安が良い所に公園、室内で遊べるバドミントン、卓球等ができる施設が欲しい。
子ども世代が安心して遊んだり、過ごしたりする場所があると良い。
降園後の子どもの遊び場として、複合遊具のある公園や児童館があると良い。
幼稚園、保育園に関して（7件）
認定こども園が欲しい。
降園後の幼稚園等での習い事教室（体操等）を運営してほしい。
通園・通学バスがあると良い。

預り保育に関して（６件）
幼稚園の預かり保育をもう少し充実させてほしい。
幼稚園で早朝保育をしてほしい。
村としての子育てや特色づくりに関して（６件）
今後幼稚園、小学校、中学校が一貫されていくが、清川村での特色を出していくことを希望。
教育について、無理に特色（地域色）を出そうとせず、レベルの高い教育水準である方がよほど個性的だと思う。
少人数だからこそできる教育で個性を大事にし、長所を伸ばせる環境になると、移住のメリットになると思う。
子どもの居場所や経済的支援に関して（５件）
医療費や学費等が無償化になってきており、とてもありがたい。
学校（幼稚園等）や家庭に居場所がないと感じた時に支えてくれる地域だとうれしい。
物価が上がり経済的な面で大変になってきたので、子育て用品の助成金額が増えたらいい。
学童保育に関して（４件）
長期休暇期間の開始時間を早めてほしい。
学童も一時保育のように単発で入れたらいい。
子育て等の情報に関して（３件）
今後清川村へ定住したいと考えているが、土地や空き家はあるのか、支援はどのくらいあるのか等の情報がほしい。
村で受けられる習い事一覧等の情報がほしい。
子どもの病気に関して（２件）
村内に耳鼻科病院ができると通いやすくていい。
障がいに関して（１件）
幼児を中心とした療育ができる施設があると良い。
アンケートに関して（１件）
アンケートは WEB 回答にしてほしい。

3 第2期計画の取り組み状況

(1)第2期計画の主な取り組み実績と課題

本村の第2期計画（令和2年度～令和6年度）の取り組みについて、主な実績と課題は次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載しています。

<●幼児期の教育・保育の提供について>

主な実績	○幼児期の教育・保育の提供体制について、本村では令和6年度現在、幼稚園1施設と保育所2施設を開設し対応しています。 ○待機児童について、令和2年度は2名でしたが、その後は待機児童数ゼロを継続しています。 ○幼・保・小の連携のための情報交換について、新入学児童の引き継ぎ（年1回）をはじめ、幼保小合同会議（年3回）や幼保小交流会（年8回）を開催しました。
主な課題	○令和11年度に開校予定の幼小中一貫校のあり方と民間保育所のあり方について、具体的な方向性の検討が必要とされています。

<●地域における子育て支援について>

主な実績	○地域子育て支援拠点事業について、清川村子育て世代包括支援センターでは、子育て世帯が安心して妊娠・出産及び子育てができる環境を支援しました。また、のびのび子育てサロンでは、令和6年度から乳児教室、育児教室と一体化し、「親子開放デイ」として毎週水・木曜日に実施しています。 ○子育て支援のネットワークづくりについて、だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）の活動の保護者負担を軽減する支援を行いました。 ○放課後児童クラブについて、安全・安心な環境の中で運営に取り組みました。（第2期の年間利用者数：29～32人） ○一時預かりについて、清川幼稚園の預かり保育とあおぞら保育園の一時預かりを実施しました。（第2期の年間延べ利用員数：清川幼稚園 917～1,569人、あおぞら保育園 16～116人） ○病児保育について、令和5年度から県央5市1町1村で病児保育施設の相互利用ができるようになりました。
------	--

主な課題	○だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）について、出生数の減少と保護者の就労の影響もあり、会員数が減少していることが課題となっています。 ○放課後児童クラブの活動場所（遊び場）の広さについて、1人あたりの基準は確保できているもの、全体的に手狭であることから、活動場所の広さの検討が必要とされています。 ○清川幼稚園預かり保育について、保護者のニーズを把握し、利用時間の妥当性を検討することが求められています。 ○病児保育について、利用対象施設が少なく、どの施設も事前に医療機関の受診や連絡票等が必要であることから、利用するまでに時間がかかることが課題となっています。
------	--

<●母子の健康等について>

主な実績	○乳幼児期の子どもと親の健康について、「親子健康手帳（母子健康手帳）」の交付をはじめ、妊婦健康診査や歯科健康診査、乳幼児健康診査等に取り組みました。 ○母子の健康の支援について、新生児に対する乳児家庭への訪問をはじめ、育児相談や乳幼児健康相談等に取り組みました。また妊産婦訪問指導について、令和6年度から妊娠8ヵ月アンケートを訪問時に実施しました。 ○食育の推進について、子どもの食事に関する指導・相談や栄養士による季節に合わせた地場産品の野菜メニューの提供を実施しました。 ○思春期保健対策について、学校における思春期保健対策をはじめ、若年層の心の健康づくり事業やスクールカウンセラーの設置等を実施しました。
主な課題	○乳幼児期の子どもと親の健康について、妊婦歯科健康診査の受診者数が少ないことが課題となっています。 ○妊産婦訪問指導について、ハイリスク妊婦等だけに対応した訪問となっていたことから、出産及び産後に向けた全数対応が必要とされています。 ○マタニティ教室と育児教室（乳児教室・幼児教室）について、妊娠届出数の減少や就労妊婦の増加により、集団で実施する教室形式から個別対応や小集団での実施への移行が必要とされています。 ○食育の推進について、新型コロナウイルス感染症拡大等により実施できていない事業があることから、継続した事業実施が必要とされています。 ○思春期保健対策について、思春期の心と体の健康づくりに関する啓発では若者への自殺対策の推進が課題となっています。

<●特別な支援が必要な子ども・家庭への支援について>

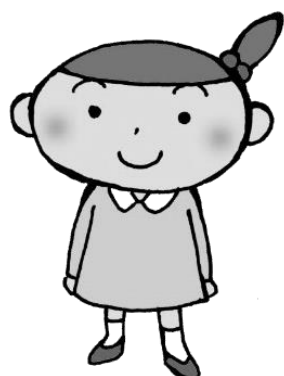
主な実績	○虐待に対するハイリスク児の早期発見について、乳幼児健診等や各種教室での周知に取り組みました。 ○児童虐待防止の充実について、要保護児童対策連絡協議会を中心に様々な機関が連携し、要保護・要支援児童の把握と対象児童の支援等に取り組みました。 ○ひとり親家庭等への自立支援について、相談支援や情報提供、経済的支援を実施しました。 ○障がい児や発達に心配がある児童への支援について、早期発見体制の確保に取り組むとともに、成長過程に合わせた教育環境の提供に向け、教育支援委員会の開催や各学校での校内ケース検討会議の開催に取り組みました。また、相談支援事業を通じて、障害福祉サービスの活用や就労支援に取り組むとともに、障がい児等に対する地域の理解促進に取り組みました。
主な課題	○児童虐待防止の充実について、虐待防止に関する講習会等の開催方法の検討が必要とされています。 ○障がい児等に対し、個の成長過程に応じた教育環境の整備についての検討が必要とされています。

<●清川村らしい学習について>

主な実績	○自然環境を活用した教育プログラムについて、「カヌー体験教室」や「真鶴町との交流体験」、「広域連携洋上体験」を実施しました。 ○国際理解教育について、各学校・幼稚園で外国人指導助手による英語活動を行いました。 ○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、令和2年度に緑中学校区（緑中、緑小、幼稚園）と宮ヶ瀬中学校区（宮中、宮小）に設置し、協議会の開催（各地域で年3回）とともに、研修会（年1回）を実施しました。また令和3年度からは、環境美化事業を実施しました。 ○教育における地域外人材の活用について、緑中学校において地域ボランティアを募集し、様々な学校活動への参加を実施しました。
主な課題	○自然環境を活用した教育プログラムについて、子どもの参加が少ないことから、参加者のニーズ把握や周知方法の検討が必要とされています。 ○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、協議会の開催では教職員に負担のない時間帯の開催が求められています。

<●子育てを支援する生活環境・子どもの安全確保について>

主な実績	○良質な住宅の確保について、村営住宅（一般住宅及び借上型、子育て世代型）の提供に取り組みました。 ○住宅取得奨励金の交付について、令和５年度に要綱を改正し、交付額の拡充等を行いました。 ○きよかわ安全・安心情報ネットサービスについて、不審者情報や緊急性のある迷子等のメールでの情報配信を行いました。（第２期の年間配信件数：３～２６件）
主な課題	○良質な住宅の確保について、村営住宅（一般住宅）の老朽化への対応が課題となっています。また、借上型住宅では令和７年度より借上げ期間の満了を順次迎えることで新たな対応の検討が必要とされています。 ○住宅取得奨励金の交付について、交付額の拡充等に伴う交付件数の増加が見込まれることから、予算の確保が課題となっています。 ○きよかわ安全・安心情報ネットサービスについて、緊急時に即時対応のできる環境整備が求められています。



(2)第2期計画における主な事業の実績値

第2期計画における主な事業の実績値は次の通りで、年度により対象者等の増減があるものの、概ね順調に推移していますが、「歯ッピーむしばゼロ」は令和3年度をもって終了しました。他の事業については、令和6年度も継続的に事業を実施しています。

事業	指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援に関する助成等について						
きよかわっ子誕生お祝い金	支給者数	人	9	13	5	3
	支給金額	円	900,000	1,300,000	500,000	300,000
子育て支援用品購入費助成事業	申請者数	人	53	49	38	28
	助成額	円	2,133,000	1,813,500	1,426,500	1,062,000
清川幼稚園給食費助成事業	利用児童数	人	36	33	27	25
	助成額	円	862,800	953,190	997,200	933,631
清川村小・中学校入学祝い金支給事業	支給者数	人	46	44	44	31
	支給金額	円	1,380,000	1,320,000	1,320,000	930,000
高等学校等通学費補助制度（バス定期）	支給者数	人	196	270	304	318
	支給金額	円	7,905,323	5,584,174	9,426,227	7,715,924
高等学校等通学費補助制度（自転車）	支給者数	人	2	2	3	2
	支給金額	円	40,000	40,000	60,000	40,000
保育等のサービスについて						
保育所入所事業	該当施設数	施設	7	8	9	6
放課後子ども教室事業	実施回数	回	35	69	78	75
	利用者数	延べ人数	198	551	811	783
	協力指導員数	人	8	10	9	10
子育て支援のネットワークづくりについて						
だっころっこクラブ（子育て支援サークル）	会員数	人	16	10	7	3
	開催数	回	13	3	11	4
乳幼児期の子どもと親の健康について						
小児任意インフルエンザ予防接種費用助成事業	対象者数	人	365	384	362	337
	接種人数	人	308	248	132	169
	助成金額	円	1,153,277	288,000	195,000	168,000
乳幼児健康診査・栄養指導	受診者数・定期	人	63	52	48	29
	受診者数・定期外	人	31	39	18	26
育児相談（健康診査にあわせ実施）	相談者数	人	11	7	6	4

事業	指標	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
乳幼児歯科健康診査	受診者数・定期	人	55	46	36	25
	受診者数・定期外	人	7	21	13	18
歯ッピーむしばゼロ	対象者数	人	255	262	※令和３年度をもって終了	
	受診者数	人	20	17		
相談の場や一時預かりの充実による母子の健康について						
マタニティ教室	開催数	回	1	3	1	2
	参加者数・大人	人	2	4	2	4
	参加者数・子ども	人	1	0	0	0
乳児教室	開催数	回	1	1	2	1
	参加者数・大人	人	3	1	6	3
	参加者数・子ども	人	3	1	6	3
幼児教室	開催数	回	2	3	3	2
	参加者数・大人	人	13	11	6	4
	参加者数・子ども	人	14	12	6	4
子育て世帯リフレッシュ事業 （一時預かり事業）	申請者数	人	11	14	13	8
	利用枚数	枚	26	23	3	6
小児医療について						
小児医療費助成事業	対象者	人	371	359	315	316
	助成額	円	7,611,406	8,362,299	9,426,442	11,552,866
	助成額・うち入院分件数	件	7	3	10	16
	助成額・うち入院分金額	円	331,034	189,048	639,291	980,378
ひとり親家庭等の自立支援の推進について						
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象世帯数	世帯	15	15	17	10
	対象者数	人	37	36	40	23
	助成額	円	1,127,896	893,232	867,128	1,009,217
児童扶養手当	対象世帯数	世帯	14	16	16	16
母子福祉手当	対象世帯数	世帯	19	17	19	18
	助成額	円	330,000	300,000	330,000	310,000

4 計画策定に向けた課題のまとめ

課題(1) 少子化等社会環境変化に対応した子育て家庭への支援の充実

- 統計データの出生数をみると、令和5年では5人（令和元年比 11 人減）と少子化が進行しているとともに、18 歳未満人口をみても、令和6年では 311 人（令和2 年比 71 人減）と子どもの人口減少が進行している状況がうかがえます。
- アンケート調査結果の母親の就労状況をみると、就労している母親が増えている状況がうかがえることから、働く母親の保育ニーズ等に対応した関連事業において適切な対応等の検討が求められています。
- 本村の取り組み状況においては、令和 11 年度に開校予定の幼小中一貫校のあり方と民間保育所のあり方について、具体的な方向性の検討が必要とされています。
- 本村の地域の子ども・子育て支援の取り組みについては、以下のような課題が挙げられています。
 - 清川幼稚園預かり保育について、保護者のニーズを把握し、利用時間の妥当性を検討することが求められています。
 - 病児保育について、本村では県央5市1町1村で病児保育施設の相互利用ができるようになったものの利用対象施設が少なく、どの施設も事前に医療機関の受診や連絡票等が必要であることから、利用するまでに時間がかかることが課題となっています。
 - 放課後児童クラブの活動場所（遊び場）の広さについて、全体的に手狭であることから、活動場所の広さの検討が必要とされています。
 - だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）について、出生数の減少と保護者の就労の影響もあり、会員数が減少していることが課題となっています。

課題(2) 母子等の健康の確保等子育て家庭への切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことが重要とされています。
- 本村の取り組み状況においては、妊婦歯科健康診査の受診者数が少ないことが課題となっています。また妊産婦訪問指導について、ハイリスク妊婦等だけに対応した訪問となっていたことから、出産・産後に向けた全数対応が必要とされています。また、マタニティ教室と育児教室について、妊娠届出数の減少や就労妊婦の増加により、集団で実施する教室形式から個別対応や小集団での実施への移行が必要とされています。さらに、食育の推進では継続した事業実施が、思春期保健対策では若者への自殺対策の推進等が課題となっています。

課題(3) 特別な支援が必要な子ども・家庭への対応の充実

- 国においては虐待防止等に関して、平成 28 年に児童福祉法の改正が行われた後、令和 2 年にも改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が施行されることが決定し、児童相談所の機能強化等が示されています。また、令和 6 年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が求められています。
- 本村の取り組み状況においては、児童虐待防止に関する講習会等の開催についての検討が必要とされています。また、障がい児等に対し、個の成長過程に応じた教育環境の整備について検討が必要とされています。

課題(4) 清川村らしい学習の充実

- アンケート調査結果の自由意見をみると、村としての子育てや特色づくりについて、清川村での特色を出していくことを求める等の声が挙がっています。
- 本村では、令和 2 年度第 2 回清川村総合教育会議で「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげていく」との方針が決定されたことにより、令和 11 年度の開校を目指すこととなりました。これにより、PTA 代表、幼稚園・保育園保護者、教職員、住民代表、学識経験者等による「清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会」が組織され、一貫校の施設設置に関する事項を検討しています。また、教職員等で組織する実務者協議として「清川村幼小中一貫校教育推進部会」が立ち上げられました。この部会では、子どもの連続した成長を教職員が連携協力して、切れ目なく計画的に支援し、多様な可能性を伸ばすために幼・小・中 12 年間の系統性を確保した、教育課程の編成等の検討・準備を進めていくことが求められています。
- 自然環境を活用した教育プログラムでは、参加者のニーズ把握や周知方法の検討や、教育における地域外人材の活用で、様々な専門的なノウハウをもつ人の学校活動へ協力等が必要とされています。

1 計画の基本理念

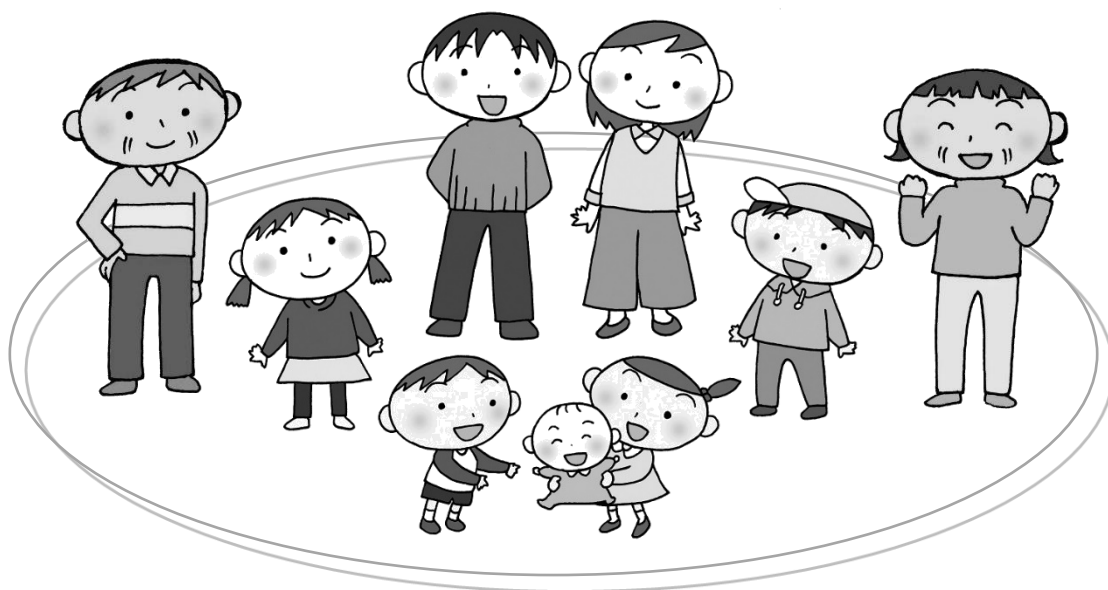
令和6年に策定された第4次清川村総合計画においては、人口減少や少子高齢化が進む中、村の将来像として「水と緑あふれる心のふるさと」を掲げ、誰もが故郷への愛着を想起し、あたたかみのある村であり続けることを目指しています。

また、教育・子育て分野では「健やかに育ち、夢や希望が持てる村」を掲げ、安心して子どもを育てられる環境づくりと子どもが育つ環境づくりを目指しています。

第3期計画では、総合計画が示す村づくりの方向性を基に、第2期計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、子育て家庭を誰一人社会から孤立させることなく村全体で支えていくことで、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長でき、夢や希望が持てる村を目指します。

基本理念

**未来を担う子どもたちが健やかに育ち、
夢や希望が持てる村**



2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、7つの基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

基本目標1 乳幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供や安心で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育て家庭が求める多様なニーズに対応した保育サービスや子育て支援サービスの提供をはじめ、育児負担の軽減や子育て情報の提供、子育て支援のネットワーク化、居場所づくり等、地域における子育て支援の充実に取り組みます。

基本目標3 切れ目のない母子等の健康づくりへの支援

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子等の健康づくりに向けた妊娠期からの切れ目のない支援をはじめ、食育や思春期における保健対策等の取り組みを推進します。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校や家庭、地域が連携しながら、次代を担う子どもの健全な育成が図れる教育環境づくりを進めます。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子ども等が安心して遊べ、暮らしていけるよう、公園や住環境等の整備を行うとともに、仕事と家庭を両立する環境づくりを進めます。

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関等の連携を強化し、交通安全教育や地域内のパトロール活動等の充実に取り組みます。

基本目標7 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みに向け、関係機関との連携による児童虐待の防止や、障がい児の健全な発達・就学の支援、ひとり親家庭等の経済的支援や相談体制の充実に取り組みます。

3 施策体系

【基本理念】 未来を担う子どもたちが健やかに育ち、
夢や希望が持てる村

基本目標	基本施策
基本目標1： 乳幼児期の教育・保育の充実	(1)乳幼児期の教育・保育の提供
	(2)乳幼児期の教育・保育環境等の充実
基本目標2： 地域における子育て支援の充実	(1)保育サービス等地域の子育て支援の推進
	(2)子育て支援に関する情報提供の充実
	(3)子育て支援に関する助成等の充実
	(4)子育て支援のネットワークづくり
	(5)多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進
基本目標3： 切れ目のない母子等の健康づくり への支援	(1)乳幼児期の子どもと親の健康の充実
	(2)相談の場や一時預かりの充実による母子等の健康 の支援
	(3)食育の推進
	(4)思春期保健対策の充実
	(5)小児医療の充実
基本目標4： 子どもの心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備	(1)次代の親の育成
	(2)清川らしい教育の推進
	(3)小学校と中学校の連携
	(4)家庭や地域の教育力の向上
基本目標5： 子育てを支援する生活環境の 整備	(1)良質な住宅の確保
	(2)安全な道路交通環境の整備
	(3)安全安心の村づくり・環境整備の推進
	(4)仕事と家庭を両立する環境づくりの推進
基本目標6： 子どもの安全の確保	(1)乳幼児の不慮の事故防止
	(2)子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	(3)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本目標7： 特別な支援が必要な子どもと 家庭への取り組みの推進	(1)児童虐待防止の充実
	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
	(3)障がい児への支援の充実
	(4)外国籍の住民への対応

基本目標 1 乳幼児期の教育・保育の充実

基本施策（１）乳幼児期の教育・保育の提供

国の示す教育・保育の指針や認定区分等に基づき、乳幼児に対する適正な教育・保育の提供が必要とされています。また今後は、令和 11 年度に開校予定の幼小中一貫校と併せ、幼・保の連携等の検討が必要となります。

① 幼稚園・保育園・認定こども園における教育・保育の提供

担当課：学校教育課、
子育て健康福祉課

幼稚園においては、3歳から就学前の子どもに対して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う等、心身の発達を助長するための幼児教育を行います。

保育園においては、保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対し、保育の必要性について認定し、保育を行います。また、保護者の希望により管外の認可保育所等を希望した場合は、所在市町と入所協議を行います。

認定こども園は、幼稚園、保育園の両方の機能をもつ施設として全国的に整備が進められておりますが、本村においては、既存の幼稚園・保育園及び小規模保育施設での提供を維持していきます。

今後は、令和 11 年度に開校予定の幼小中一貫校開校に向けた教育・保育施設の内容について、具体的な方向性の検討を行います。

基本施策（２）乳幼児期の教育・保育環境等の充実

乳幼児の心身の健全な発達・成長に向け、教育・保育の質の向上とともに、幼稚園・保育園・小学校の相互連携等が求められています。

① 教育・保育の質の向上

担当課：学校教育課、
子育て健康福祉課

質の高い教育・保育の提供に向け、研修等による幼稚園教諭・保育士等の資質向上に取り組めます。また、幼稚園教諭と保育士等との交流の機会を設けるための合同研修等の検討を行います。

② 幼稚園・保育園・小学校の相互連携の推進

担当課：学校教育課、
子育て健康福祉課

幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続に向け、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、幼稚園・保育園と小学校との情報共有を行うとともに、それぞれ実施する行事に積極的に参加することで、幼・保・小の連携を行います。また、毎年5月に行われる幼・小・中連携による合同引き取り訓練を継続し、保育園を含めた連携を図れるよう検討を行います。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業の相互連携の推進

担当課：子育て健康福祉課

保育園と地域型保育施設は、3歳からの保育の提供を継続するとともに合同での行事等の事業を実施できるよう円滑な連携を推進します。

④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

担当課：子育て健康福祉課

子育てのための施設等利用給付に伴う利用者への給付回数については、年4回を目安とするとともに、子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等に過度な負担を来たすことのないように給付の時期について配慮します。

※子育てのための施設等利用給付とは、幼稚園の預かり保育事業、保育園の一時預かり事業等を利用した際の利用料です。

⑤ 特定子ども・子育て支援施設等の確認等の実施

担当課：子育て健康福祉課

特定子ども・子育て支援施設等の確認に伴う指導監査等を実施するための要綱・基準等を定めるとともに、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請をする等、県との連携に努めます。

※特定子ども・子育て支援施設等とは、幼児教育・保育の無償化の対象となる施設で村から確認を受けた施設です。

基本目標 2 地域における子育て支援の充実

基本施策（１）保育サービス等地域の子育て支援の推進

子育て家庭への適切な支援を行う観点から、地域における子育て支援ニーズに対応した保育サービスや子どもの居場所づくり等の充実が求められています。

① 延長保育事業

担当課： 子育て健康福祉課

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、通常の 11 時間保育を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

本村では、あおぞら保育園において、平日午前 7 時～8 時半までと、午後 4 時半から 7 時までの延長保育を実施しています。ただし、午後 6 時半以降については 1 回 300 円としています。

② 幼稚園での預かり保育（一時預かり事業）

担当課： 学校教育課

清川幼稚園の教育時間終了後に、保護者の就労や保護者の通院・入院、親族の冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な方や一時的にリフレッシュしたい方等、保護者の希望に応じて時間を延長して預かり保育を行います。

○対象者：清川幼稚園に在園する児童（3 歳児は、入園日から）

○実施場所：清川幼稚園内

○日時：月～金曜日 降園時間～午後 5 時まで

土、日曜、祝日、年末年始等は実施していません

○費用：学期中 午前 11 時～午後 5 時／600 円

正午～午後 5 時／500 円

午後 2 時～午後 5 時／300 円

長期休業中 午前 9 時 ～午後 5 時／800 円

午前 9 時 ～正午／300 円

午後 1 時 ～午後 5 時／400 円

※令和 7 年 4 月から預かり保育の時間延長を検討しています。

③ あおぞら保育園一時預かり(一時預かり事業)

担当課： 子育て健康福祉課

育児疲れでリフレッシュしたい方や保護者の通院や入院、家族の介護等の理由で家庭での保育が困難な方等の乳幼児を対象に、あおぞら保育園で一時預かりを行います。

○対象者：生後6ヵ月～小学校入学前の児童

○実施場所：あおぞら保育園内

○日時：月～金曜日 午前8時半～午後4時半のうち4時間

※ただし、1時間ごとの延長があります

土、日曜、祝日、学年始学年末、年始等は実施していません。

○費用：半日(4時間)利用 800 円～1,600 円

延長 1時間ごとに 200 円～400 円

④ 子育て世帯リフレッシュ事業

担当課： 子育て健康福祉課

4月1日時点の年齢で1歳～2歳児の子どもに対し、子育てに忙しい保護者の育児疲れや育児への不安を解消し、心身のリフレッシュと育児負担の軽減を図る事業です。

あおぞら保育園の一時預かり事業を1年間で6回(1回4時間まで)利用できる利用券を発行します。ただし、おやつ(50 円)と給食(200 円)は自己負担となります。



⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

担当課： 子育て健康福祉課

放課後等において、保護者が共働き等のため家庭にいない児童に対し、健全な育成を図ることを目的に適切な遊び場と生活の場を提供します。

令和7年4月から新たな活動場所として、清川幼稚園内1階の保育室を使用します。

○対象者：小学校1年生から6年生まで

※清川村立小学校に在籍し放課後等において、保護者が共働き等のため家庭にいない児童で、かつ集団生活を営む上で著しく支障のない児童

○実施場所：村保健福祉センターひまわり館2階・ボランティア活動室及び会議室

○内容：支援員が「集団による遊びを通じた生活指導」等の育成支援を行います。

○日時：月～金曜日 学校終了後から午後6時30分まで

（春休み・夏休み、冬休み及び年末年始除く）

祝日及び振替休日 午前8時30分から午後6時30分まで

早朝保育 午前8時から午前8時30分まで

延長保育 午後6時30分から午後7時まで

○費用：放課後児童クラブ保育料／月額6,000円

おやつ代、教材費等／月額2,000円（夏休みは別途負担あり）

傷害保険料／年額1,620円

早朝・延長保育料／1回100円（月締め上限1,000円）

⑥ 放課後子ども教室

担当課： 生涯学習課

子どもたちの居場所づくりとして小学生の放課後の時間を利用し、学習・スポーツや体験活動等を通して、異年齢児間の交流促進等児童の健全な育成を図ります。

今後は、協働活動支援員及び協働活動サポーターの確保についての検討を行います。

○対象者：緑小学校児童

○実施場所：生涯学習センター「せせらぎ館」ほか

※教室の内容、参加人数により変更します。

○内容：（１）学習（復習、宿題、プリント等）

（２）体験活動（スポーツ、工作、わらすぐり等）

○日時：水曜日から金曜日までの放課後の内、週3回程度

<4～7月> 1～3年生 下校から午後4時30分頃まで

4～6年生 下校から午後5時頃まで

<9月> 1～3年生 下校から午後4時30分頃まで

4～6年生 下校から午後5時頃まで

<10～3月> 1～3年生・4～6年生 下校から午後4時30分頃まで

※学校の下校時間により曜日及び時間を変更することがあります。

⑦ 新・放課後子ども総合プランの実施

担当課：子育て健康福祉課、
生涯学習課

新・放課後子ども総合プランの考え方に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携を図りながら、放課後児童クラブ在籍児童を、放課後子ども教室への参加を促すとともに、特別な配慮を必要とする児童の接し方等に関する研修の実施や放課後児童支援員の資格取得の促進に取り組みます。

今後は、令和 11 年度に開校予定の幼小中一貫校開校に併せ、すべての児童を対象とした放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの一体的な整備について検討を行います。

⑧ 親子開放デイ

担当課：子育て健康福祉課

妊婦及び乳幼児とその保護者を対象に、育児不安の軽減や保護者間の交流による仲間づくり等の育児支援を行います。保育士が常駐しており、その他専門職との相談日も設けています。

○対象者：妊婦及び乳幼児とその保護者

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○日時：毎週水・木曜日

○費用：無料

基本施策（２）子育て支援に関する情報提供の充実

すべての子育て家庭が、地域における様々な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、インターネットや印刷物等を通じた様々な形での情報提供が求められています。

① 育児に関する知識や情報の提供

担当課：子育て健康福祉課

乳幼児健康診査実施時に、育児情報を掲載した子育てガイドブックや月齢に応じた各種パンフレットを配付することで、育児に関する知識や情報を提供します。

② 事業日程の周知

担当課：子育て健康福祉課

清川村健康カレンダーの配布をはじめ、「いくくるメール」や広報誌・村ホームページ等を通して、各種事業の日程等を周知します。

③ 地域マップの発行

担当課： 子育て健康福祉課

遊び場や散歩できる道路等が掲載された地域マップを発行することで、転入したの方でも分かりやすく、地域とかかわるきっかけになるよう創出します。

本村では現在地域マップを発行していませんが、今後は、地域マップの作成に向けた検討を進めます。

④ 情報提供の充実

担当課： 子育て健康福祉課

「いくくるメール」とホームページでの情報発信と併せ、母子手帳アプリ「母子モ」や神奈川県 LINE 公式アカウント「かながわ子育てパーソナルサポート」を通じて、育児等の新しい情報を提供します。

今後も、登録者数が増加するよう、アプリの周知等に取り組みます。

基本施策（３）子育て支援に関する助成等の充実

子育て家庭の経済的負担が軽減でき、安心して子育てができるよう、子育て支援に関する助成等の充実が求められています。

① 子育て支援用品購入費助成 （おむつ等購入費助成）

担当課： 子育て健康福祉課

養育者の経済的負担の軽減に向け、０歳から２歳６ヵ月の乳幼児を対象に、紙おむつ・布おむつ・おしりふき・トイレトレーニング用品を、１ヵ月４,５００円を上限として助成します。

② 清川村学校給食費支援補助事業

担当課： 学校教育課

幼稚園・小学校・中学校の保護者に対し、給食費の全額を補助します。

③ 清川村小・中学校入学祝い金支給事業

担当課： 学校教育課

次代を担う児童・生徒の健全な育成支援に向け、小学校・中学校の入学祝い金として、児童・生徒１人につき３万円を支給します。

④ 高等学校等通学費補助制度

担当課： 学校教育課

村内に住所を有し、高等学校等へ通学する学生の保護者に対し、2種類の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

○高等学校等通学費補助金（大学等含む）

バス通学定期乗車券の1/2（ひとり親家庭は全額）を補助します。

○高等学校等通学用自転車購入費補助金

自転車通学するために自転車本体を購入した場合の購入費用について、2万円を上限として補助します。ただし、2万円未満の自転車購入の場合は、その額を補助します。（在学中1回のみとなります）

⑤ 就学援助制度

担当課： 学校教育課

子どもが小・中学校で楽しく勉学に励むことができるよう、対象となる世帯の方に学用品費等の一部援助を行います。

○対象者： ・生活保護が廃止になった方

- ・村民税、個人事業税、固定資産税のうち、いずれかが非課税又は、減免・免除を受けた方（地方税法第295条第1項、同323条、同72条の62、同367条による措置）

- ・国民年金、国民健康保険のうち、いずれかの保険料の減免・免除を受けた方（国民年金法第89条、同90条、国民健康保険法第77条による措置）

- ・児童扶養手当の支給を受けた方（児童手当とは異なります）

○内容：学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、卒業アルバム制作費を対象として援助を行います。

基本施策（４）子育て支援のネットワークづくり

地域の子育てサークルや NPO が行う子育て支援活動等、様々な子育て支援活動のネットワークづくりの推進が求められています。

① だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）

担当課：子育て健康福祉課

近所に遊び相手が少ない地域の子どもにとっての、遊びを通じた仲間づくりや子育て家庭の親同士の気軽な交流を目的とした、自主運営の子育てクラブです。

現在、出生数の減少等により、会員数が減少傾向にある中、今後も、活動に係る保護者負担を軽減し、継続して活動できるよう支援を行います。

○対象者：乳幼児及び保護者

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」等

○内容：（１）季節に応じた行事体験

（２）体操、製作あそび 等

○費用：原則無料

※活動参加時の内容により、参加費の徴収があります。

基本施策（５）多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進

子育てを地域住民で支えあう地域づくりの推進に向け、住民主体の自治会や活動団体等が世代や属性を超えて、住民同士で交流できる場づくりや地域活動の推進が必要とされています。

① サロン活動における世代間交流と人材育成支援

担当課：子育て健康福祉課

様々なサロン活動を通して、子育ての先輩である高齢者をはじめとした多様な主体が、子育て世帯と関わりをもつことができる場の支援を行います。

今後は、多世代がサロンに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

② 児童・青少年の地域活動参画の促進

担当課：生涯学習課

児童・青少年の育成を目的に、子ども会を中心に、子ども会まつり、クリスマス会や防災キャンプ等の活動を支援し、子どもたちが集まり、遊び学ぶことができる環境の確保や、地域行事への参画の促進を図ります。

基本目標 3 切れ目のない母子等の健康づくりへの支援

基本施策（１）乳幼児期の子どもと親の健康の充実

妊娠期からの母子等の健康の保持・増進に関する支援に向け、適切な健康診査や保健指導等が必要とされています。また今後は、受診者数が少ない妊婦歯科健康診査についての対応等も求められています。

① 「親子健康手帳（母子健康手帳）」の交付

担当課：子育て健康福祉課

村保健福祉センター「やまびこ館」において、妊娠届出をした妊婦を対象に、「親子健康手帳（母子健康手帳）」を交付し、母子の健康記録として活用します。

② 妊婦健康診査、歯科健康診査

担当課：子育て健康福祉課

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持増進を目的として、妊婦健康診査・歯科健康診査の実施により、妊娠期の母子の健康を支援します。

事業の周知に向けた取り組みとして、「親子健康手帳（母子健康手帳）」の交付時に保健師の面接により健診の受診方法等について説明し、適切な時期の受診についての助言を行うとともに、妊婦の健康相談を実施します。

また、妊産婦の不安やストレス等の心の問題に適切な対応ができるよう、保健師による訪問指導や相談等の支援体制の充実を図るとともに、転入者や外国人、慢性疾患等の要因により育児負担の大きい親に対して、きめ細かな支援を行います。

今後は、妊婦歯科健康診査について、受診者数が少ないため、積極的な受診勧奨に取り組みます。

○内容：妊婦健診／14 回分の受診補助券を交付（最大 92,000 円分）

歯科健診／妊娠中に 1 回分無料の受診補助を交付

○実施場所：妊婦健診／神奈川県産科婦人科医会協力医療機関

歯科健診／村妊婦歯科健診実施医療機関

○診査項目：妊婦健診／基本診察、尿検査、血液検査 等

歯科健診／歯と歯ぐきの診察、唾液検査 等

③ 小児任意インフルエンザ予防接種費用助成事業

担当課：子育て健康福祉課

0 歳児から高校 3 年生までの子どもを対象に、インフルエンザの予防接種のための費用について、1,000 円を上限に助成を行います。

④ 乳幼児健康診査

担当課： 子育て健康福祉課

乳幼児に対する総合健康診査として、乳幼児健康診査を実施します。また、病気や発達の遅れ等の早期発見・対応とともに、保護者にとって子どもの成長・発達についての理解や子育てについて学習する機会として、また、保護者の育児不安を解消する機会として、さらなる充実に向け、質の維持向上に取り組みます。

○対象者：定期健康診査／4ヵ月児、6～7ヵ月児、8～10ヵ月児、1歳児、
1歳6ヵ月児、2歳児、2歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児
定期外健康診査／定期健康診査以外の乳幼児（未就学児）

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○内容：問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導
※育児相談もあわせて実施します。

○日時：偶数月の平日午後 受付時間 午後1時30分から午後2時30分

○費用：無料

⑤ ブックスタート

担当課： 子育て健康福祉課

保護者が絵本の読み聞かせ等を通して言葉を交わしながら楽しいひとときをもつことができるよう、乳幼児健康診査において満4ヵ月児の保護者に対してブックスタートパックを手渡し、ブックスタートの趣旨や子育てに関するメッセージを伝えます。

○対象：4ヵ月児健診の対象乳児と保護者

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○日時：4ヵ月児健診とあわせて実施

○内容：絵本2冊、イラストアドバイス集、おすすめ赤ちゃん絵本リスト等が入ったブックスタートパックを配付（1回のみ）

⑥ 乳幼児歯科健康診査

担当課： 子育て健康福祉課

歯科健康診査の実施に加え、予防処置等を学習する機会を設け、乳幼児の歯の健康を支援します。

○対象者：定期歯科健康診査／1歳6ヵ月児、2歳児、3歳6ヵ月児
定期外歯科健康診査／定期歯科健康診査以外の乳幼児（未就学児）

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○内容：歯科健康診査・歯みがき指導・予防処置等

○日時：乳幼児健康診査と同日

受付時間 午後1時30分から午後2時30分

○費用：無料

基本施策（２）相談の場や一時預かりの充実による母子等の健康の支援

妊娠期からの母子の健康の保持・増進に向け、適切な相談支援や一時預かりの充実が求められています。

① 子育て世代包括支援センター 「きよりゅんすくすく広場」

担当課： 子育て健康福祉課

子育て健康福祉課内に「妊娠・出産・子育て総合相談（子育て世代包括支援センター）」を開設し、妊娠初期から子育て期までの様々な不安や心配事に対して、切れ目のないサポートを行います。

○主な相談内容例：

- ・妊娠を望む女性の体づくりや健康管理に関すること
- ・不妊相談に関すること
- ・母乳やミルクが足りているかどうか、赤ちゃんが泣きやまない
- ・毎日の育児で疲労が溜まっている、誰かに話を聞いてほしい 等

② 清川村健康相談 24

担当課： 子育て健康福祉課

夜間、子どもが急に熱を出したときの対処やケガの応急手当等について、フリーダイヤルで 24 時間、ヘルスカウンセラーが対応を行います。また、医療機関や専門外来等の案内、妊娠・出産・育児等の相談や健康相談等にも、分かりやすくアドバイスします。

電話番号：0120-288-132（通話無料・24 時間年中無休）

③ 教育相談

担当課： 学校教育課

より良い教育活動を行える体制整備に向け、教育委員会において、村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者に対し教育に関する相談活動を行います。

○対象者：村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者

○実施場所：清川村生涯学習センターせせらぎ館

○相談内容：（１）学校生活…不登校、いじめ、人間関係、学習の遅れ、進路 等
（２）成長…発達、学習、言葉の発達 等

○面談日：毎月第４水曜日／午前９時から正午、午後１時から午後５時

（１回の面談は、１時間以内）※事前に予約が必要です。

④ 妊産婦訪問指導

担当課： 子育て健康福祉課

妊娠中、又は産後の健康状態の確認とともに、保健師に家族計画等を相談できる場の確保に向け、妊娠8ヵ月アンケートによる訪問指導を行います。

第2期計画期間中では、ハイリスク妊婦等だけに対応した訪問となっていました。今後は、すべての対象家庭に対し、出産及び産後に向けた準備を丁寧に確認していくことで、安心して出産に臨めるよう支援していきます。

⑤ こんにちは赤ちゃん事業 (新生児・乳児家庭訪問事業)

担当課： 子育て健康福祉課

生後4ヵ月末満の全新生児・乳児・未熟児に対して保健師による訪問を行うことで、子どもの発育・発達状態の確認をはじめ、「親子健康手帳(母子健康手帳)」の説明や必要な保健指導を行います。また、訪問においては、乳幼児健康診査や予防接種の受け方についても説明しています。

今後も、すべての対象家庭に対し、個別の状況に応じた助言を丁寧に行うことで、安心して育児ができるよう支援していきます。

⑥ 育児相談

担当課： 子育て健康福祉課

子どもへの関わりや発達上の不安、対象児の兄弟にかかわること等育児全般の不安を相談できるよう、乳幼児健康診査の実施にあわせて、年6回、心理相談員による育児相談を行います。

⑦ 乳幼児健康相談

担当課： 子育て健康福祉課

子どもの病気や発達上の不安、遊ばせ方、育児生活等子育ての悩みを気軽に相談できるよう、村保健福祉センター「やまびこ館」において、保健師による子育てに関する相談を行います。

⑧ 親子開放デイでの妊婦支援

担当課： 子育て健康福祉課

妊婦同士の交流の場として、妊娠中の心身の健康づくりや出産に向けての準備について情報提供等の支援を行います。

○対象者：妊婦及び家族

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○内容：妊娠・出産・育児について、助産師、保健師、管理栄養士、歯科医師等による保健指導 等

○実施回数：随時

⑨ 親子開放デイでの乳幼児の育児支援

担当課： 子育て健康福祉課

保育士が常駐し、予約不要で気軽に来れる乳幼児の遊び場です。奇数月には、専門職による相談（発育・発達・栄養・歯みがき、保護者の心身のこと）ができます。

○対象者：乳幼児及び保護者

○実施場所：村保健福祉センター「やまびこ館」

○実施日程：清川村健康カレンダーや広報等への掲載を行います。

基本施策（３）食育の推進

子育て家庭が健全な食生活を実践し、健康で心豊かな生活を送れるよう、食育に関する意識啓発をはじめ、指導や相談支援等をしていくことが必要とされています。

① 子どもの食事に関する指導・相談

担当課： 子育て健康福祉課

乳幼児健康診査や親子食育講座において、子どもの食事に関する指導・相談を行います。

② 清川村食生活改善推進団体「もみじ会」の活動支援

担当課： 子育て健康福祉課

清川村食生活改善推進団体「もみじ会」による、親子料理教室や幼児食料理教室等の活動を支援します。

③ 栄養士による食育学習

担当課： 学校教育課

幼稚園、小学校、中学校において、学校給食センターの栄養士が食の大切さについての指導を行うとともに、地場産品を活用したメニューの提供等を実施します。

④ 健康的な食習慣づくり事業

担当課： 子育て健康福祉課

簡単手作りおやつや減塩をテーマとした事業を実施します。また、村ホームページでの掲載内容等の充実を図ります。

基本施策（４）思春期保健対策の充実

思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけるとともに、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携していくこと等が必要とされています。

① 学校における思春期保健対策の実施

担当課： 学校教育課

小学校・中学校において、性や飲酒・喫煙、薬物等に関する教育を、保健や特別活動の学習の中で実施します。また、中学校において、「性感染症に関する講演会」と「薬物乱用防止教室」を実施します。

② 思春期の心と体の健康づくりに関する啓発

担当課： 子育て健康福祉課

地域や関係機関と連携して、思春期の心と体の健康づくりに関する自殺対策等の啓発に取り組みます。

③ 関係機関の連携による思春期保健対策の実施

担当課： 子育て健康福祉課

学校主催のコーディネーター会議や教育委員会及び学校養護教諭主催の学校保健会議への参加を通じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校、教育委員会等の関係機関と連携を図り、子どもの健康や思春期に関わる情報交換等に取り組みます。

④ スクールカウンセラー等の設置

担当課： 学校教育課

いじめや友人関係、家庭の問題、心身症やうつ病等心の病気に対して適切な支援が行えるよう、小学校・中学校においてスクールカウンセラーや訪問教育相談員を設置し、必要に応じて専門機関の受診等へとつなげます。

⑤ 思春期保健に関する啓発の推進

担当課： 子育て健康福祉課

出前健康講座の開催等を通じ、保護者へ向けた思春期の子どもの理解と適切な対応についての啓発に取り組みます。

基本施策（５）小児医療の充実

小児患者が救急も含めて医療を確保できるよう、小児医療体制の整備とともに、子育て家庭に対する診療情報の周知等が求められています。

① 小児医療体制の確保

担当課： 子育て健康福祉課

小児救急医療体制として、休日・夜間診療及び休日歯科診療１次救急を３市町村（厚木市・愛川町・清川村）が厚木医師会・厚木歯科医師会に委託して実施します。小児科救急診療２次救急については、厚木市立病院で実施します。

② 診療に関する情報の周知

担当課： 子育て健康福祉課

診療に関する情報を清川村健康カレンダーに掲載し、全戸に配布することで周知を図ります。

③ 小児医療費助成制度

担当課： 子育て健康福祉課

子育て家庭の医療費負担の軽減に向け、満１８歳を迎えた最初の３月３１日までの子どもを対象に、医療費（保険適用分）の助成をします。



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備

基本施策（１）次代の親の育成

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心をもった大人に育つよう、地域における異年齢間の交流活動等が必要とされています。

① 中学校における幼稚園との体験交流の実施

担当課： 学校教育課

将来、子どもをもったときの予備体験として、中学校３年生を対象に、家庭科の授業の一環で幼稚園に訪問し、園児との交流を行います。

② 親子開放デイ等における交流の推進

担当課： 子育て健康福祉課

育児支援サークル「だっこらっこクラブ」や親子開放デイ等乳幼児の親子等との交流を行います。

③ 次代の親の育成に関する啓発

担当課： 子育て健康福祉課

次代の親の育成に向け、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義についての広報・啓発活動（村ホームページの内容充実等）に取り組みます。

基本施策（２）清川らしい教育の推進

子どもたちがこれからの時代を生きていく資質や能力が身につけられるよう、清川村の豊かな自然資源や人材等の地域資源を活用するとともに、今後の国際化社会や情報化社会を見据えた教育環境の整備が求められています。

① 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の開催

担当課： 学校教育課

保護者や地域住民が学校運営に参画し、「誇りをもって村を支える人づくり」や「学校を核とした地域コミュニティづくり」を学校との協働で進めることを目的に、緑中学校区（緑中、緑小、幼稚園）と宮ヶ瀬中学校区（宮中）に設置している学校運営協議会の開催に取り組みます。また、研修会の実施とともに、環境美化事業等にも取り組みます。

② 小・中学校へのタブレット端末導入・更新

担当課： 学校教育課

新学習指導要領におけるコンピュータ等を活用した学習活動の充実やプログラミング的思考の育成を目的に、ＩＣＴ教育※の推進が求められる中で、本村の児童・生徒がＩＣＴ教育に対応できるよう、タブレット端末の導入・更新を行います。
※ＩＣＴ教育とは、社会が急激にデジタル化する中、教育の現場にデジタル機器や情報技術を導入し、アナログで行っていた教育にデジタルを活用して行う手法で広く導入されています。

③ 自然環境を活用した教育プログラムの実施

担当課： 生涯学習課、
学校教育課

本村での力ヌー体験教室をはじめ、他市町との交流体験事業や広域連携洋上体験研修事業（秦野市・中井町・大井町・松田町・二宮町）等、豊かな自然にふれあう機会の充実に取り組みます。

今後は、村内在住の子どもの参加が少ないため、参加者のニーズの確認や周知方法の検討を行います。

④ 国際理解教育の推進

担当課： 学校教育課

国際理解教育を推進し、国際感覚の素地を培うことを目的として、外国人指導助手による各学校・幼稚園で英語活動を実施します。

⑤ 職場体験活動の実施

担当課： 学校教育課

仕事の楽しさや大変さを体験することで今後の進路を決めていく材料とすることを目的に、中学２年生を対象に、村内・村外事業所で職場体験活動を実施します。

⑥ 教育における地域外人材の活用

担当課： 学校教育課

緑中学校において、専門的なノウハウをもっている地域内外のボランティアを募集し、様々な学校活動への参加を実施します。

今後も、より多くの様々な専門的なノウハウをもっている村内の方の参加促進に取り組みます。

基本施策（３）小学校と中学校の連携

小学校と中学校の連携した行事を通じた交流とともに、小学校から中学校へのスムーズな移行等に向けた情報共有等が求められています。

① 行事における小学校と中学校の連携

担当課： 学校教育課

合同引き取り訓練（幼・小・中）及び小・中合同文化発表会等の行事において、小学校と中学校の連携した交流を行います。

② 小学校と中学校の連携のための情報交換の推進

担当課： 学校教育課

小・中連携担当者会議をはじめ、小・中引継ぎ会議や小・中交流会において、学校間での情報共有等に取り組みます。

基本施策（４）家庭や地域の教育力の向上

家族形態の変容や地域における人と人とのつながりの希薄化等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域がその教育力を高めていくことが必要とされています。

① 家庭教育・地域教育に関する啓発

担当課： 生涯学習課

青龍祭実行委員会への中学生の参画や青龍祭のパレードへの参加等地域の行事へ小・中学生や保護者が参加する機会を創出することで、家庭教育・地域教育に対する意識啓発につなげていきます。

② 家庭教育学級等の実施

担当課： 生涯学習課

家庭や地域の教育力向上を図るため、PTA 広報活動セミナー（愛川町との共催）や家庭教育講演会の開催に取り組みます。

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策（１）良質な住宅の確保

子育て世帯に対して、子育てがしやすい良質な住宅の提供が求められています。また今後は、村営住宅の老朽化への対応の検討等が必要とされています。

① 村営住宅（一般・借上型）の活用

担当課： 村づくり観光課

子育て世帯の入居を抽選となった場合に優先し、子育てがしやすい快適な環境の住まいを提供します。

今後は、村営住宅（一般型）の、老朽化への対応として、大規模修繕等の方向性の検討を進めます。また、村営住宅（借上型）について、借上げ期間満了後の賃貸住宅として継続することも踏まえ、空家等情報提供事業の活用を進めます。

② 村営住宅（子育て世代型）の活用

担当課： 村づくり観光課

子育て世帯等に対して、子育てがしやすい快適な環境の住まいを提供します。

また、「清川村パートナーシップ宣誓制度」の開始に合わせ、子育て世代型住宅の申込要件の緩和を行います。

○パートナーシップ宣誓制度利用者も、子育て世帯になり得る世帯の要件として子どもがいなくても申込が可能となります。

○子育て世帯になり得る世帯の要件について、配偶者（パートナーシップ宣誓制度利用者等含む）として対象となる期間を１年以内から５年以内に緩和を行います。

③ 住宅取得奨励金の交付

担当課： 村づくり観光課

村内に住宅を取得し申請された方に対し、住宅取得奨励金を交付します。

奨励金の額は①、②又は③、④又は⑤に該当する項目の合計金額となります。（最大 150 万円まで）

① 村内に住宅を取得	50 万円
② 村内業者で施工（建築・改修）	50 万円
③ 村外業者で施工（建築・改修）	20 万円
④ 村内で転居	30 万円
⑤ 村外からの移住	50 万円

基本施策（２）安全な道路交通環境の整備

子育て家庭にとって、安全な幹線道路と生活道路の整備が必要とされています。

① 幹線道路の整備

担当課： 建設農林課

村内の４本の幹線道路が東名・圏央道及び中央高速道路に連絡することから、大型車両の通行量が多い状況にあることも踏まえ拡幅整備を進め、車両の円滑な通行とともに、子どもたちの通学・通園時等の安全性に配慮した道路の整備について、伊勢原津久井線建設改良促進協議会等を通じて要望活動を行います。

② 生活道路の整備

担当課： 建設農林課

村道については、住宅地等で幅員が狭く拡幅改良の必要な路線も残っていることから、子どもや子育て家庭が安心して利用できるよう、清川村みちづくり計画に基づき、道路改良事業を進めます。

基本施策（３）安全安心の村づくり・環境整備の推進

子育て家庭が暮らしやすく、安全安心な環境整備に向け、外出しやすい交通環境の整備とともに、児童公園や子育てしやすい施設の整備が求められています。

① 児童公園の安全点検

担当課： 総務課
生涯学習課

村内６カ所の児童公園及び清川村運動公園内の児童公園について、遊具等の定期的な検査・補修を行い、安全確保に取り組みます。

② 子育てしやすい施設整備

担当課： 子育て健康福祉課

子育て世帯が安心して出かけることができる環境整備に向け、村内すべての公共施設におけるおむつ交換台の設置に取り組みます。

③ 外出支援の整備

担当課： 村づくり観光課

車のない人も外出しやすいよう、役場や郵便局、商店等にも停車する清川村ふれあいセンター送迎車による交通手段の確保に取り組みます。

基本施策（４）仕事と家庭を両立する環境づくりの推進

子育て家庭が仕事をしながら子育てとの両立ができるよう、関係機関等と連携した取り組みや子育て支援の充実等の環境づくりが必要とされています。

① 仕事と家庭を両立する環境の整備

担当課： 子育て健康福祉課

仕事と生活調和の実現をするために、働き方の見直しを図る等、神奈川県、地域の企業、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。また、あおぞら保育園での延長保育や清川幼稚園の預かり保育事業、ひまわり放課後児童クラブ等を充実させることにより、多様な就労形態に対応した子育て支援を進めていきます。

さらに、村民と行政が共に進める村づくりとして男女共同参画の実現に向けた村づくりを進めます。



基本目標 6 子どもの安全の確保

基本施策（１）乳幼児の不慮の事故防止

保護者等が乳幼児の予期せず起こりやすい事故から守る正しい知識を身に付けられるよう、事故防止の啓発や学習機会の提供等が必要とされています。

① 乳幼児の不慮の事故防止や緊急時の対応についての啓発・指導

担当課：子育て健康福祉課

乳幼児の家庭での転落、薬物の誤飲等による不慮の事故防止や緊急時の対応について、乳幼児健診等の場を通じて、保健指導や啓発活動の充実に取り組みます。

② 事故防止にかかわる学習機会の確保

担当課：総務課

保護者をはじめ地域住民に対し、事故発生時の応急処置や救急救命法等の学習機会の提供に取り組みます。

基本施策（２）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通事故の防止に向け、子どもに対する交通安全教育とともに、保護者に対する啓発活動を進めていくことが必要とされています。

① 交通安全に関する啓発活動

担当課：総務課

交通指導隊による街頭指導をはじめ、清川村交通安全総ぐるみ大会の開催や交通安全キャンペーン等の啓発活動を通して、大人の安全運転へのモラルの向上を図り、交通安全の確保に取り組みます。

② 交通安全教室等の学習機会の確保

担当課：学校教育課

交通安全について、子どもたちが自ら考え行動できるよう、小学校３年生を対象とした交通安全教室とともに、小・中学校での集団下校訓練を実施します。

③ 育児教室における交通安全に関する啓発活動

担当課： 子育て健康福祉課

育児教室において、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用法についての普及啓発とともに、救急法等の指導等に取り組みます。

今後は、対象者の減少により集合での実施が困難なことから、「親子開放デイ」事業の中へ組み込んだ事業として実施することの検討を行います。

基本施策（３）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、子どもに対する防犯教育をはじめ、学校や地域が一体となった取り組みを進めていくことが必要とされています。

① 防犯ブザーの配布・集団登校の実施

担当課： 学校教育課

不審者等の犯罪対策を目的として、小学校では、年間を通し集団登校を実施するとともに、新入学生に対して防犯ブザーの配布を行います。

② きよかわ安全・安心情報ネットサービス

担当課： 総務課

安心できる村づくりに向けて、電子メールを活用し、不審者情報や緊急性のある迷子等の情報を配信します。

③ インターネット・スマートフォンの適切利用のための啓発

担当課： 学校教育課

近年増加が指摘されているＬＩＮＥ等のＳＮＳ上でのいじめや、スマートフォンへの依存、有害サイトへのアクセスといったトラブルを防ぐため、小学校においては、オンライン学習教材を活用した情報モラルや情報セキュリティについての指導を行うとともに、中学校においては、携帯電話会社による安心安全教室の開催に取り組みます。

④ 暴力から身を守るための学習の実施

担当課： 学校教育課

子育て健康福祉課

子どもが、いじめや虐待、痴漢、誘拐等の様々な暴力から自分を守るための教育プログラムである「CAP（Child Assault Prevention）プログラム」を導入し、子ども及び保護者にとっての学習の機会の充実を図ります。

今後は、子どもや保護者に対し、「CAPプログラム」の周知を図る方法の検討を行います。

⑤ あいさつ運動「ふれあいタイム」

担当課：生涯学習課

住民と子どもたちの交流を深め、地域のつながりの強化に向け、地域住民の協力のもと、小学校・中学校の登下校時間（平日午前7時から8時半までと、午後2時から5時まで）に合わせて、子どもたちに積極的に声かけを行います。

⑥ 防犯パトロール用具の貸与

担当課：総務課

自主防犯意識の高揚に向けて、村内在住・在勤で、村内で自主的に防犯パトロールを実践する団体または個人に対して物品を貸与します。貸与する物品は、「防犯パトロールベスト」「防犯腕章」「防犯マグネット（車両用）」「防犯キャップ」の4点です。

⑦ かけこみOKの家

担当課：生涯学習課

緊急時に子どもが安心して避難できる場所として、協力をいただいている村内事業所や個人自宅の玄関等の見やすい場所に看板を設置します。また、子どもたちに対し「かけこみOKの家」に関する啓発を行い、何かあったときにすぐに駆け込めるような体制の確保を図ります。

⑧ 犯罪等の被害にあった子どもへの心のケアの実施

担当課：学校教育課
子育て健康福祉課
総務課

犯罪等の被害にあった子どもに対し、各中学校区に配置されたスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、必要に応じて医療機関をはじめとした関係機関の協力を仰ぎます。また、村職員も含めた関係者・関係機関の講習会の実施により、専門知識の習得に取り組みます。

⑨ 下校時の見守り放送等の実施

担当課：学校教育課
総務課

小学校の各学期初めの1ヵ月間は、村の防災行政無線を使用し、小学校1年生の下校時刻に合わせて地域の皆さんに見守りをお願いする放送を行っています。また、11月1日から2月28日までの冬季期間は、日暮が早くなることから、子どもの帰宅を促す放送（午後4時30分）も行っています。

基本目標 7 特別な支援が必要な子どもと家庭への 取り組みの推進

基本施策（１）児童虐待防止の充実

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に向け、要保護児童の早期発見体制の整備等、様々な関係機関等と連携した地域全体での取り組みが必要とされています。また今後は、虐待防止に関する講習会等の開催方法の検討が必要とされています。

① 虐待に対するハイリスク児の早期発見

担当課： 子育て健康福祉課

乳幼児健診等や各種教室で周知を行うとともに、乳幼児健康診査や相談事業において、保健師等による定期的な子どもの成育状況の確認や相談の機会を設けることで、虐待に対するハイリスク児の早期発見に取り組みます。

② 電子メール等による情報提供・相談

担当課： 子育て健康福祉課

育児不安の軽減を目的として、「きよかわ安全・いくくるメール」とホームページによる情報提供を行います。

③ 虐待防止に関する講習会等の実施

担当課： 子育て健康福祉課

保護者や家族や教職員に対し、虐待に関する正しい情報ネットサービスや乳幼児健診、各種教室を通じて周知を行うとともに、知識や防止方法について講習会等の開催を検討します。

④ 要保護児童対策連絡協議会の設置

担当課： 子育て健康福祉課

民生児童委員や人権擁護委員、保護司、教育委員会、校長会、児童相談所、保健福祉事務所・子育て健康福祉課の関係職員で構成する要保護児童対策連絡協議会を設置し、それぞれの活動状況等や児童虐待が発生する状況について情報交換を行うとともに、児童虐待の早期発見や子どもの危険回避についての研修を行います。

基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援に向け、自立支援に関する情報提供をはじめ、相談体制の整備や経済的支援等の取り組みが求められています。

① ひとり親家庭等の相談・情報提供体制の整備

担当課： 子育て健康福祉課

ひとり親家庭等の自立支援に関する相談対応を行うとともに、広報誌や村ホームページを通じて、ひとり親家庭への支援についての情報提供を行います。

② ひとり親家庭等に対する経済的支援

担当課： 子育て健康福祉課

ひとり親家庭等に対する経済的な支援として、医療費助成をはじめ、児童扶養手当や福祉手当、就学援助費等を給付します。

【ひとり親家庭等の医療費助成について】

○対象者：次のいずれかに該当する児童を監護している父又は母、養育者（里親は除く）で、所得が一定未満の家族

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童
- ・父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
- ・母が、婚姻によらないで懐胎した児童
- ・その他（孤児等）

○内容：医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に提示することにより医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。

※他の医療制度で助成を受けられる方を除きます。

③ 県と連携したひとり親家庭等への支援

担当課： 子育て健康福祉課

県の事業として、県母子寡婦福祉会によるひとり親家庭に対する相談や情報提供、一時的な生活援助を行うとともに、保育サービスが必要な時に家庭生活支援員ひとり親ヘルパーを派遣します。

基本施策（３）障がい児への支援の充実

障がい児等の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いがある段階から学校卒業まで切れ目のない支援を提供することが必要とされています。また、障がい児等に対する地域の理解促進も求められています。さらに今後は、障がい児等に対し、個の成長過程に応じた教育環境の整備についての検討が必要とされています。

① 早期発見体制の確保

担当課： 子育て健康福祉課
学校教育課

支援を必要とする子どもの早期発見に向け、乳幼児健診での相談体制の強化とともに、学校健診等での学校医と養護教諭との情報共有に取り組みます。

② 個性に応じた適切な教育の実施

担当課： 学校教育課

一人ひとりの個性に応じた適切な教育に向け、教育支援委員会の開催とともに、各学校での校内ケース会議の開催を通じて、保護者と学校等が十分に連携を取り、成長過程に合わせた教育環境を提供できる体制の強化に取り組みます。

③ 進路指導体制の充実

担当課： 子育て健康福祉課
学校教育課

義務教育終了後の進路について、個々の障がいの程度、能力、適正等に応じて多様な進路選択ができるよう、関係機関との連携を図り、進路指導体制の充実に取り組みます。

④ 障がい児等の就労の援助

担当課： 子育て健康福祉課

一般事業所等への就労を促進するため、個々の障がいの特性に合った就労等が促進できるよう、就労援助に関する相談体制の充実や社会適応訓練制度の活用に取り組みます。

⑤ 障がい児等に対する地域の理解の促進

担当課： 子育て健康福祉課

障がい者の社会参加の促進に向け、心身障がい児者ふれあい交流会等を通じて、障がいのあるなしに関わらず相互交流できる場づくりに取り組みます。

⑥ 関係機関の連携による障がい児支援

担当課： 子育て健康福祉課

必要に応じて適正な支援を行うことができるよう、厚木児童相談所等の関係機関との連携を図り、障がい児への支援に取り組みます。

基本施策（４）外国籍の住民への対応

地域で暮らす外国籍の住民に対し、母国語による対応が求められています。

① 外国にルーツをもつ子どもへの支援

担当課： 子育て健康福祉課
学校教育課

対象となる方の母国語に対応できるよう、各関係窓口において翻訳アプリ等を使用し対応します。



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

1 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口

本村における第3期計画期間中の18歳未満の推計人口みると、減少傾向が続き、令和11年には212人（令和7年比／77人減）となることが推測されています。

■18歳未満の推計人口

単位:人

年齢	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	8	8	7	7	7
1歳	10	7	9	8	8
2歳	6	10	7	9	8
3歳	10	5	9	7	8
4歳	10	11	6	9	7
5歳	15	10	11	6	9
小計(0～5歳)	59	51	49	46	47
6歳	18	13	9	10	5
7歳	17	18	13	9	10
8歳	16	17	18	13	9
9歳	18	16	17	18	13
10歳	22	18	16	17	18
11歳	15	21	17	15	16
小計(6～11歳)	106	103	90	82	71
12歳	20	15	21	17	15
13歳	21	19	14	20	16
14歳	14	21	19	14	20
15歳	21	11	17	15	12
16歳	18	21	11	17	15
17歳	30	17	20	11	16
小計(12～17歳)	124	104	102	94	94
合計(0～17歳)	289	258	241	222	212

資料:本村の住民基本台帳データを基にした推計

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、清川村においては、村内の二一ズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。



3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育の認定区分

教育・保育については、国の示す以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用)
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 事業所内保育事業 等

(2)教育・保育事業の量の見込みと確保方策

① 幼稚園における教育

満3歳から就学前までの幼児に対して教育を行う事業であり、1号認定及び教育の利用希望が強い2号認定が利用対象となります。

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	16	12	12	10	11
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	16	12	12	10	11
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	45	45	45	45	45
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	45	45	45	45	45
過不足(②－①)		3-5歳	人	29	33	33	35	34

■提供体制・確保方策の考え方

幼稚園における教育については、令和6年度現在、清川幼稚園において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対して現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

② 保育園における保育

0歳から就学前までの保育が必要な乳幼児に対して保育を行う事業であり、2号認定及び3号認定が利用対象となります。

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定(3-5歳)	3-5歳	人	16	12	12	10	11
	3号認定(2歳)	2歳	人	3	6	4	5	5
	3号認定(1歳)	1歳	人	6	4	5	5	5
	3号認定(0歳)	0歳	人	3	3	3	3	3
	合計①	0-5歳	人	28	25	24	23	24
確保方策	2号認定(3-5歳)	3-5歳	人	17	17	17	17	17
	3号認定(2歳)	2歳	人	7	7	7	7	7
	3号認定(1歳)	1歳	人	7	7	7	7	7
	3号認定(0歳)	0歳	人	5	5	5	5	5
	合計②	0-5歳	人	36	36	36	36	36
過不足(②-①)		0-5歳	人	8	11	12	13	12

■提供体制・確保方策の考え方

保育園における保育については、令和6年度現在、あおぞら保育園とおひさま保育園において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対して現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

【0～2歳の保育利用率】

国の基本指針では、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育施設の利用定員数の割合となる「保育利用率」の目標値を設定することが示されています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数①	0-2歳	人	24	25	23	24	23
保育施設利用定員数②	0-2歳	人	19	19	19	19	19
保育利用率(②÷①×100)	0-2歳	%	79.2	76.0	82.6	79.2	82.6

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、通常の11時間保育を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人	14	12	12	11	11
確保方策②	0-5歳	人	14	12	12	11	11
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

延長保育事業については、おおぞら保育園において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

② 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	小学1年生	人	7	5	3	4	2
	小学2年生	人	4	4	3	2	2
	小学3年生	人	4	4	5	3	2
	小学4年生	人	4	3	3	4	3
	小学5年生	人	2	2	2	2	2
	小学6年生	人	0	1	1	0	1
	合計①	人	21	19	17	15	12
確保方策②	小1-6	人	35	35	35	35	35
過不足(②-①)		人	14	16	18	20	23

■提供体制・確保方策の考え方

放課後児童クラブについては、令和6年度現在、清川村保健福祉センター「ひまわり館」(令和7年度以降は清川幼稚園内)において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

子育て短期支援事業については、令和6年度現在、清川村では対応施設がない状態となっていますが、神奈川県や関係機関・施設と連携を図る体制を整備しており、必要に応じて対応します。

④ 地域子育て支援拠点事業

子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、子育て支援センター等において、子育て親子の交流等の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供や講習等を実施する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人回/年	68	59	56	53	54
確保方策②	0-5歳	人回/年	68	59	56	53	54
過不足(②-①)		人回/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、令和6年度現在、子育て世代包括支援センター及び親子開放デイ等において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑤ 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して、教育活動を行う預かり保育を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3-5歳	人日/年	662	492	492	416	454
確保方策②	3-5歳	人日/年	662	492	492	416	454
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

■ 提供体制・確保方策の考え方

幼稚園での預かり保育事業については、令和6年度現在、清川幼稚園において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑥ 一時預かり事業

保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、保育園等において一時預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	82	71	68	64	65
確保方策②	0-5歳	人日/年	82	71	68	64	65
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

■ 提供体制・確保方策の考え方

一時預かり事業については、令和6年度現在、あおぞら保育園において、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑦ 病児・病後児保育事業

子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、幼稚園や保育園等への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

病児保育については、令和6年度現在、清川村では対応施設がない状態となっていますが、県央5市1町1村で病児保育施設の相互利用ができるようになっています。

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-11歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-11歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

ファミリー・サポート・センターについては、令和6年度現在、清川村では対応していませんが、本計画期間において、一時預かり事業等を含め、事業対応についての検討を行います。

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育園等において、満3歳未満の未就園児（保育園に入所している場合やその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳6ヵ月から満1歳未満の未就園児	人日/月	-	10	10	10	10
	1歳の未就園児	人日/月	-	30	40	30	30
	2歳の未就園児	人日/月	-	40	30	40	30
	合計①	人日/月	-	80	80	80	70
確保方策	0歳6ヵ月から満1歳未満の未就園児	人日/月	-	10	10	10	10
	1歳の未就園児	人日/月	-	30	40	30	30
	2歳の未就園児	人日/月	-	40	30	40	30
	合計②	人日/月	-	80	80	80	70
過不足(②－①)		人日/月	-	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

乳児等通園支援事業については、令和6年度現在、村内保育園において、国から示された算出方法を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑩ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、「親子健康手帳（母子健康手帳）」発行時に健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊婦	人日/年	112	112	98	98	98
確保方策②	妊婦	人日/年	112	112	98	98	98
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

妊婦健康診査事業については、「親子健康手帳（母子健康手帳）」発行時に受診の必要性を周知していることから、14回の妊婦健診に対して受診率100%を目指し、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	生後4ヵ月までの子どもがいる家庭	人	8	8	7	7	7
確保方策②	同上	人	8	8	7	7	7
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率100%を目指し、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑫ 産後ケア事業【新規】

産後も安心して子育てができるように、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	出産後1年以内の産婦	人日/年	160	160	140	140	140
確保方策②	同上	人日/年	160	160	140	140	140
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

産後ケア事業については、令和6年度現在、国から示された算出方法を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑬ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	カ所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	カ所	(1)	1	1	1	1
	特定型	カ所	0	0	0	0	0
確保方策	基本型	カ所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	カ所	(1)	1	1	1	1
	特定型	カ所	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

利用者支援事業については、これまでの「母子保健型」が国の事業として令和5年度で廃止になったことに伴い、今後は令和8年度までに、子育て世代包括支援センターの一体的な運営による「こども家庭センター型」の整備の必要性も含め検討していきます。

※「こども家庭センター型」とは、子育て世代包括支援センターの一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点です。また、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応することも求められています。

⑭ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦及びその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊婦	人回/年	24	24	21	21	21
確保方策	こども家庭センター又は代替拠点	妊婦	人回/年	24	24	21	21
	その他	妊婦	人回/年	0	0	0	0
	合計②	妊婦	人回/年	24	24	21	21
過不足(②－①)		人回/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

妊婦等包括相談支援事業については、令和6年度現在、子育て世代包括支援センターにおいて、国から示された算出方法を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑮ 養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	養育支援が必要な家庭	人	2	2	2	2	1
確保方策②	同上	人	2	2	2	2	1
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

養育支援訪問事業については、令和6年度現在、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■ 提供体制・確保方策の考え方

子育て世帯訪問支援事業については、国や県の動向とともに本村のニーズ状況をみつ、対応についての検討を行います。

⑰ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	6-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	6-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■ 提供体制・確保方策の考え方

児童育成支援拠点事業については、国や県の動向とともに本村のニーズ状況をみつ、対応についての検討を行います。

⑱ 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-17歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

親子関係形成支援事業については、国や県の動向とともに本村のニーズ状況をみつつ、対応についての検討を行います。

⑲ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活に困窮する保護者が教育・保育施設等に支払うべき物品の購入費等を、助成する事業です。清川村では、小・中学生の子どもをもつ家庭で、対象となる世帯の方に学用品費や学校給食費等の一部を援助する「就学援助制度」として実施しています。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	小学生	人	11	10	9	8	7
	中学生	人	6	6	6	6	6
	合計①	人	17	16	15	14	13
確保方策	小学生	人	11	10	9	8	7
	中学生	人	6	6	6	6	6
	合計②	人	17	16	15	14	13
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、実績値を基にした推計による今後のニーズ量に対する提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑳ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本事業については、令和6年度現在、清川村では対応していませんが、今後は、必要に応じ対応についての検討を行います。



1 計画の周知

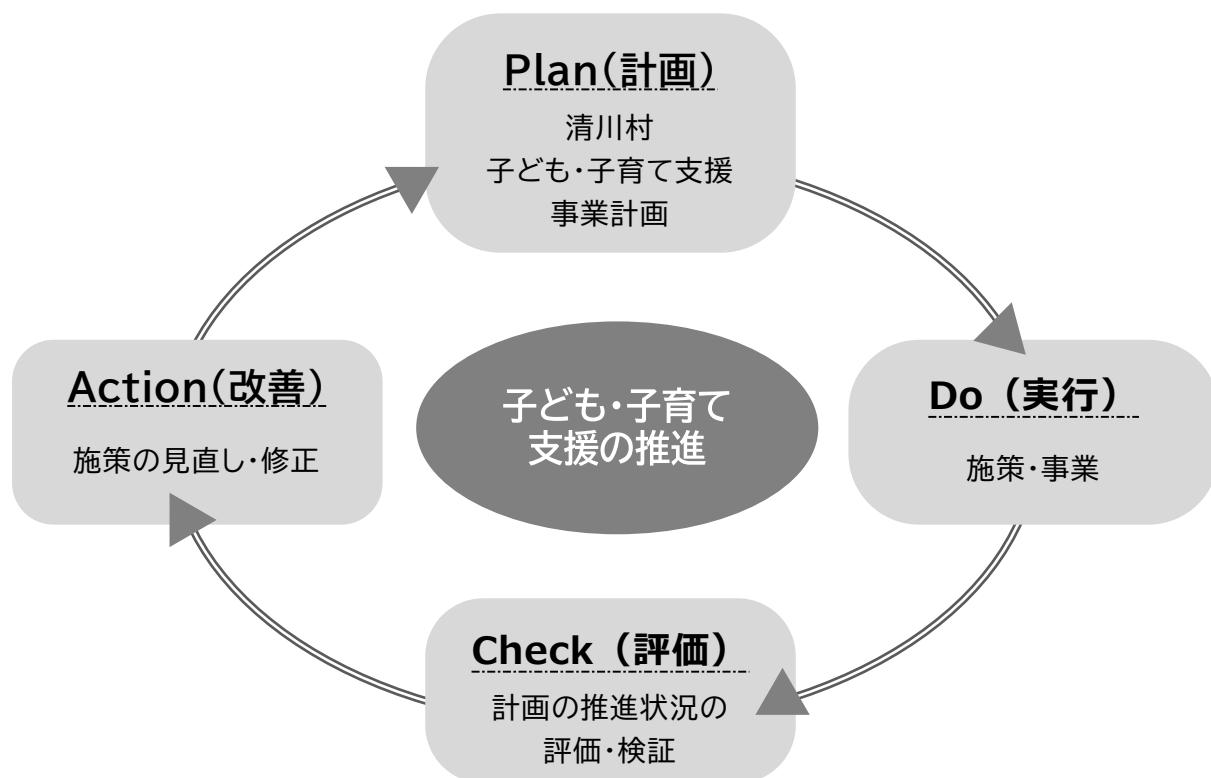
本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てを支えるという意識啓発を図り、関係者をはじめ多くの住民の理解・協力を進めていくことが重要であるため、村ホームページ等を活用し、広く住民に周知していきます。

2 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育てに関わる庁内関係各課との横断的な連携とともに、村子育て健康福祉課が中心となり、幼稚園、保育園、学校、関係機関・団体、企業等との連携強化を図り、子ども・子育て支援施策の計画的かつ効率的な推進に取り組みます。

3 計画の進捗管理

本計画の実現に向けて、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況を庁内関係各課で把握するとともに、国・県の動向や本村の利用ニーズ状況等を把握し、「清川村子ども・子育て会議」において、計画の点検・評価及び改善につなげます。



資料編

1 清川村子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 8 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、清川村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 子育て会議は、次の各号に掲げる事項につき村長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- （１）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- （２）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- （３）清川村子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- （４）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- （１）子どもの保護者
- （２）子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- （３）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （４）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （５）関係行政機関の職員
- （６）その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第6条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 25 年7月1日から施行する。

2 この条例施行後最初の子育て会議は、村長が招集する。

3 清川村非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年清川村条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中第61号を第62号とし、第52号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第51号の次に次の1号を加える。

52 子ども・子育て会議委員日額 5,000 円

2 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同／敬称略)

番号	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1	子どもの保護者	佐 藤 智 恵	公募委員	
2		武 内 美沙子	公募委員	
3	子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者	山 口 理 恵	民生委員児童委員協議会	委員長
4		永 沼 瞳	だっこらっこクラブ	
5		(欠員)	清川の子どもを育てる会	
6		(欠員)	清川の子どもを育てる会	
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	杉 山 喜代美	あおぞら保育園園長	副委員長
8		平 田 直 美	清川幼稚園副園長	
9	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	山 田 比呂美	清川村教育委員	
10	関係行政機関	横 溝 由 佳	厚木保健福祉事務所 保健福祉課長	

3 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和6年 2月13日	令和5年度第1回 清川村子ども・子育て会議	○令和4年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について
2月26日～3月8日	清川村子ども・子育てに関するニーズ調査の実施	○就学前児童の保護者対象 ○配付数81件、回収件数56件、回収率69.1%
9月3日	令和6年度第1回 清川村子ども・子育て会議	○令和5年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果による第3期子ども・子育て支援事業計画上の量の見込みについて ○第3期子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて
10月29日	令和6年度第2回 清川村子ども・子育て会議	○清川村幼小中一貫校の進捗状況について ○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について ○「量の見込み」の算出に向けた概要説明及び清川村の「量の見込み」について
12月2日	令和6年度第3回 清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の素案について
令和7年 1月10日～23日	パブリックコメントの実施	
3月	県への法定協議	○計画の確定
3月18日	令和6年度第4回 清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」について ○令和6年度子ども・子育て支援事業の実績等及び令和7年度子ども・子育て支援事業について

第3期清川村子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：清川村 編集：清川村 子育て健康福祉課
〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地
TEL：046(288)3861(直通) FAX：046(288)2025
URL：<https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>